

- 2 前項の規定による事業の停止の命令は、その理由及び事業の停止を命ずる期間を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。
- 3 第十四條第二項の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、同條第二項中「当該申請者」とあるのは「当該宗教法人」と読み替えるものとする。
- 4 第一項の規定により事業の停止を命じようとする場合においては、所轄庁は、当該所轄庁が文部大臣であるときはあらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞き、当該所轄庁が都道府県知事であるときはあらかじめ文部大臣を通じて宗教法人審議会の意見を聞かなければならない。
- 5 第一項の規定による事業の停止の命令に対して異議がある者は、訴願法の規定により文部大臣に訴願をすることができる。
- 6 文部大臣は、前項の規定による訴願の裁決をしようとするときは、当該事案の却下の裁決をする場合を除く外、あらかじめ宗教法人審議会に諮問してその意見を聞かなければならない。

(認証の取消)

第八十條 所轄庁は、第十四條第一項又は第三十九條第一項

- しくは検察官の請求により又は職権で、その解散を命ずることができる。
- 一 法令に違反して、著しく公共の福祉を害すると明らかに認められる行為をしたこと。
- 二 第二條に規定する宗教団体の目的を著しく逸脱した行為をしたこと又は一年以上にわたつてその目的のための行為をしなしたこと。
- 三 当該宗教法人が第二條第一号に掲げる宗教団体である場合には、礼拝の施設が滅失し、やむを得ない事由がないのにその滅失後二年以上にわたつてその施設を備えないこと。
- 四 一年以上にわたつて代表役員及びその代務者を欠いていること。
- 五 第十四條第一項又は第三十九條第一項の規定による認証に関する認証書を交付した日から一年を経過している場合において、当該宗教法人について第十四條第一項第一号又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したこと。
- 2 前項に規定する事件は、当該宗教法人の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

の規定による認証をした場合において、当該認証に係る事案が第十四條第一項第一号又は第三十九條第一項第三号に掲げる要件を欠いていることが判明したときは、当該認証に関する認証書を交付した日から一年以内に限り、当該認証を取り消すことができる。

- 2 前項の規定による認証の取消は、その理由を附記した書面で当該宗教法人に通知してするものとする。
- 3 宗教法人については第一項の規定に該当する事由があることを知つた者は、証拠を添えて、所轄庁に対し、その旨を通知することができる。
- 4 第十四條第二項及び前條第四項から第六項までの規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、第十四條第二項中「当該申請者」とあるのは「当該宗教法人」と読み替えるものとする。
- 5 所轄庁は、第一項の規定による認証の取消をしたときは、当該宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならぬ。

(解散命令)

第八十一條 裁判所は、宗教法人について左の各号の一に該当する事由があると認めたとときは、所轄庁、利害関係人若

- 3 第一項の規定による裁判は、理由を附した決定をもつてする。
- 4 裁判所は、第一項の規定による裁判をするときは、あらかじめ当該宗教法人の代表役員若しくはその代務者又は当該宗教法人の代理人及び同項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人又は検察官の陳述を求めなければならぬ。
- 5 宗教法人又は第一項の規定による裁判の請求をした所轄庁、利害関係人若しくは検察官は、同項の規定による裁判に対し、即時抗告をすることができる。抗告は、執行停止の効力を生ずる。
- 6 裁判所は、第一項の規定による裁判が確定したときは、その解散した宗教法人の主たる事務所及び従たる事務所の所在地の登記所に解散の登記の嘱託をしなければならぬ。
- 7 前五項に規定するものを除く外、第一項の規定による裁判に関する手続については、非訟事件手続法の定めるところによる。

(随伴者に対する意見を述べる機会の供与)

第八十二條 文部大臣及び都道府県知事は、この法律の規定

による認証その他の事項に關し宗教法人の代表者若しくは代理人又は第十二條第一項の規定による認証を受けようとする者若しくはその代理人の意見を聞く場合においては、これらの者の外、助言者、弁護人等としてこれらの者に随伴した者に対し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。但し、必要があると認めるときは、その意見を述べる機会を与える随伴者の数を三人までに制限することができる。

(礼拝用建物等の差押禁止)

第八十三條 宗教法人の所有に係るその礼拝の用に供する建物及びその敷地で、第七章第二節の定めるところにより礼拝の用に供する建物及びその敷地である旨の登記をしたものは、不動産の先取特権、抵当権又は質権の実行のためにする場合及び破産の場合を除く外、その登記後に原因を生じた私法上の金銭債権のために差し押えることができない。

(宗教上の特性及び慣習の尊重)

第八十四條 国及び公共団体の機関は、宗教法人に対する租公課に關係がある法令を制定し、若しくは改廃し、又はその賦課徴収に關し境内建物、境内地その他の宗教法人の

財産の範囲を決定し、若しくは宗教法人について調査をする場合その他宗教法人に關して法令の規定による正当の権限に基く調査、検査その他の行為をする場合においては、宗教法人の宗教上の特性及び慣習を尊重し、信教の自由を妨げることがないよう特に留意しなければならない。

(解釈規定)

第八十五條 この法律のいかなる規定も、文部大臣、都道府県知事及び裁判所に対し、宗教団体における信仰、規律、慣習等宗教上の事項についていかなる形においても調停し、若しくは干渉する権限を与え、又は宗教上の役職員の任免その他の進退を勧告し、誘導し、若しくはこれに干渉する権限を与えるものと解釈してはならない。

第八十六條 この法律のいかなる規定も、宗教団体が公共の福祉に反した行為をした場合において他の法令の規定が適用されることを妨げるものと解釈してはならない。

第八十七條 この法律のいかなる規定も、この法律に基いて文部大臣又は都道府県知事がした処分を違法として裁判所に出訴する権利を妨げるものと解釈してはならない。

第十章 罰則

第八十八條 左の各号の一に該当する場合においては、宗教

八 第七章第一節の規定による登記を怠り、又は不実の登記をしたとき。

九 第七十九條第一項の規定による事業の停止の命令に違反して事業を行つたとき。

第八十九條 宗教法人を設立しよとする者が所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えて第十二條第一項の規定による認証の申請をしたときは、当該申請に係る団体の代表者は、一万円以下の過料に処する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 宗教法人令（昭和二十年勅令第七百十九号）及び宗教法人令施行規則（昭和二十年司法、文部省令第一号）は、廃止する。

3 この法律施行の際現に存する宗教法人令の規定による宗教法人は、この法律施行後も、同令の規定による宗教法人として存続することができる。

4 第二項に掲げる命令の規定は、前項の宗教法人（以下「旧宗教法人」という。）については、この法律施行後も、なおその効力を有する。

5 旧宗教法人は、この法律中の宗教法人の設立に關する規

法人の代表役員、その代務者、假代表役員又は清算人は、一万円以下の過料に処する。

一 所轄庁に対し不実の記載をした書類を添えてこの法律の規定による認証（第十二條第一項の規定による認証を除く。）の申請をしたとき。

二 第九條又は第四十三條第三項の規定による届出を怠り、又は不実の届出をしたとき。

三 第二十三條の規定に違反して同條の規定による公告をしないで同條各号に掲げる行為をしたとき。

四 第二十五條の規定に違反して同條に規定する書類若しくは帳簿の作成若しくは備附を怠り、又は同條第二項各号に掲げる書類若しくは帳簿に不実の記載をしたとき。

五 第五十一條において準用する民法第七十條第二項又は第八十一條第一項の規定による破産宣告の請求を怠つたとき。

六 第五十一條において準用する民法第七十九條第一項又は第八十一條第一項の規定による公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

七 第五十一條において準用する民法第八十二條第二項の規定による裁判所の検査を妨げたとき。

定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、この法律の規定による宗教法人（以下「新宗教法人」という。）となることができる。

6 二以上の旧宗教法人は、共同して、この法律中の宗教法人の設立に関する規定（設立に関する罰則の規定を含む。）に従い、規則を作成し、その規則について所轄庁の認証を受け、設立の登記をすることに因つて、一の新宗教法人となることが出来る。

7 第三十四條第二項から第四項までの規定は、前項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人とならうとする場合に準用する。この場合において、同條第二項中「前項の規定による公告」とあるのは「附則第六項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人とならうとする決定」と、「第六條の規定による事業」とあるのは「公益事業その他の事業」と読み替えるものとする。

8 第五項又は第六項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、旧宗教法人のうち、教派、宗派及び教団にあつてはその主たる事務所の所在地の登記所において、神社、寺院及び教会にあつてはその所

在地の登記所において、当該設立の登記をする場合を除く外、旧宗教法人の登記簿の謄本を添えなければならない。

9 第六項の規定により二以上の旧宗教法人が一の新宗教法人となるための設立の登記の申請書には、第七項において準用する第三十四條第三項及び第四項の規定による手続を経たことを証する書類を添えなければならない。

10 第六項の規定により一の新宗教法人とならうとする旧宗教法人が第七項において準用する第三十四條第二項から第四項までの規定による手続を経ないで、所轄庁に対し規則の認証の申請をしたときは、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、一万円以下の過料に処する。

11 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人とならうとする旨の決定及び当該新宗教法人に係る規則に関する決定は、当該旧宗教法人における規則の変更に関する手続に従つてするものとする。

12 旧宗教法人のうち神社、寺院又は教会で、だん徒会、信徒会等当該旧宗教法人における規則の変更に関し議決の権限を有する機関を有しないものにあつては、前項に規定する決定をするに當つて、当該旧宗教法人の主管者又は代務者は、信者その他の利害関係人の意向を反映させるため必

要があると認めるときは、当該旧宗教法人の規則にかかわらず、特に現任の総代と同数の総代を選任して、当該決定に参与させることができる。

13 旧宗教法人と当該旧宗教法人を包括する宗教団体との被包括関係の廃止は、当該関係の廃止が当該旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となることに伴う場合に限りすることができるものとする。

14 前項の規定により旧宗教法人が被包括関係を廃止しようとする場合の手続に関しては、第十一項の規定にかかわらず、左の各号の定めるところによる。

一 旧宗教法人令第六條後段の規定による手続を経ることを要しないこと。

二 当該被包括関係の廃止に關し当該旧宗教法人の規則中に当該旧宗教法人を包括する宗教団体が一定の権限を有する旨の定がある場合においても、その権限に関する規則の規定によることを要しないこと。

三 第十二條第三項の規定による公告と同時に、当該旧宗教法人を包括する宗教団体に対し当該被包括関係を廃止しようとする旨を通知しなければならないこと。

15 旧宗教法人は、第五項又は第六項の規定により新宗教法

人とならうとするときは、この法律施行の日から一年六月以内に、第十三條の規定による認証の申請をしなければならない。

16 前項の規定による申請があつた場合における認証については、第十四條第四項中「三月」とあるのは、「一年六月」と読み替えるものとする。

17 旧宗教法人は、第十五項の期間内に認証の申請をしなかつた場合又は当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかった場合には、当該認証の申請をすることができる期間の満了の日又は当該認証を受けることのできないことが確定した日（その日が当該認証の申請をすることができる期間の満了の前である場合には、当該期間の満了の日）において、これらの日前において解散したものを除いて、解散する。

18 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたときは、その設立の登記をした日において、当該旧宗教法人は解散し、その権利義務（当該旧宗教法人が行う公益事業その他の事業に關し行政庁の許可、認可その他の処分に基づいて有する権利義務を含む。）は、新宗教法人が承継する、この場合においては、法人の解散及び清算に關

19 する民法及び非訟事件手続法の規定は適用しない。
第五項又は第六項の規定により旧宗教法人が新宗教法人となるための設立の登記がなされたときは、登記官吏は、職権で、当該旧宗教法人の登記用紙を閉鎖しなければならぬ。

20 旧宗教法人が第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつた場合においては、当該宗教法人が所有する旧宗教法人令第十五條に規定する建物又はその敷地について同條の規定による登記をした事項（当該建物又はその敷地について旧宗教法人令の規定による登記をしたものとみなされた事項を含む）は、当該宗教法人が新宗教法人となつた日において、第六十八條の規定による登記をしたものとみなす。

21 前項の建物及びその敷地については、第八十三條中「その登記後」とあるのは、「旧宗教法人令又は旧宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）の規定による登記後」と読み替へるものとする。

22 旧宗教法人のうち教派、宗派又は教団で第五項又は第六項の規定により新宗教法人となつたものの所轄庁は、第五條第一項の規定にかかわらず、文部大臣とする。

教職員適格審査
教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十一年政令第六十二号）に基き文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。

25 民法施行法（明治三十一年法律第十一号）の一部を次のように改正する。
第二十八條を次のように改める。

第二十八條 削除

26 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。
第十九條第二号ノ四を次のように改める。

二ノ四 宗教法人が専ら其ノ本来ノ用ニ供スル宗教法人法第三條ニ規定スル境内建物及境内地（旧宗教法人令ノ規定ニ依ル宗教法人ノ之ニ相当スル建物、工作物及土地ヲ含ム）ニ関スル登記

27 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。
第三百四十八條第二項第二号を次のように改める。

二 宗教法人がもつばらその本来の用に供する宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）第三條に規定する外資に関する法律の一部を改正する法律

23 教育委員会法（昭和二十三年法律第七十号）の一部を次のように改正する。
第五十條第七号中「私立学校を設置する法人」の下に「及び宗教法人」を加える。

24 文部省設置法（昭和二十四年法律第四百十六号）の一部を次のように改正する。
第七條第二項中第四号を第五号とし、第五号を第六号とし、第三号の次に次の一号を加える。
四 宗教法人法（昭和二十六年法律第二百二十六号）に基き宗教法人に関する認証その他文部省に属せしめられた事務を処理すること。

「宗教法人審議会
文部大臣の諮問に依りて宗教法人に関する認証その他宗教法人法に基きその権限に属せしめられた事項について調査審議し、及びこれに関連する事項について文部大臣に建議すること。」
「教職員適格審査会
教職員の除去、就職禁止等に関する政令（昭和二十二年政令第六十二号）に基き文部大臣の定める範囲の教育職員及び教育関係公務員等の適格審査を行うこと。」

28 関税法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
第七條第十一号ノ二中「法人タル神社、寺院若ハ教会」を「宗教法人」に改める。

外資に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年四月三日）
法律第二百二十七号

外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。
第八條第二項第四号中「社債、貸付金債権、株式又は持分」を「社債又は貸付金債権」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 政令で定める場合を除いては、株式又は持分を取得する場合に、その取得の対価が当該取得のために対外支払手段を合法的に交換して得た本邦通貨その他対外支払手段と同等の価値のあるものでない場合

第十一條第一項中「を取得しよるとき（次項の規定により届け出なければならぬ場合を除く。）を」（次項に規定する株式又は持分に該当するものを除く。）を取得しよるときに改め、同條第二項中「該当するものを取得しよるときである場合であつて」を「該当し、且つ」に改め、「受領しよるとしない」の下に「ものを取得した」を加え、「あらかじめ」を削り、同項第一号を次のように改める。

一 その取得が当該法人の財産の増加をもたらす株式又は持分

第十二條を次のように改める。

第十二條 削除

第十七條第二項を同條第四項とし、同條第三項中「前二項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項を次のように改める。

この法律の施行後、政府、地方公共団体その他権限のある者が、外国為替及び外国貿易管理法以外の法律で定める手続に基づいて、外国投資家が本邦において適法に所有する財産の全部又は一部を収用し、又は買収した場合において、当該外国投資家が、当該収用又は買収により受領すべき対価に相当する金額の全部又は一部について外国へ向けた支

払をしよるとするときは、当該外国投資家は、政令で定めるところにより、その旨及び政令で定める事項を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない。

2 大蔵大臣は、前項の規定による書面の提出があつたときは、直ちに、当該書面に記載された対価に相当する金額の外国へ向けた支払に必要な外貨資金に関する資料を閣僚審議会に提出しなければならない。

3 閣僚審議会は、前項の規定による資料の提出があつたときは、当該資料に記載された対価に相当する金額の外国へ向けた支払を確保するため、当該対価の受領の日から一年を経過する日までの間、必要な資金を外国為替予算に計上しなければならない。

第二十四條中「届出をして、又は」を削る。
第二十七條中「して、同項に規定する株式又は持分を取得」を削る。

附則第四項を附則第六項とし、附則第五項を附則第七項とし、附則第三項の次に次の二項を加える。

4 外国投資家が左に掲げる認可を受けて取得した株式又は持分で、外資委員会規則で定めるところにより、この規定の施行の日から六月以内に行われた申請に基づいて外資委員

りに改正する。

第五條第二項を次のように改める。

何人も、他人の信書の送達を業としてはならない。二以上の人又は法人に雇用され、これらの人又は法人の信書の送達を継続して行行者は、他人の信書の送達を業とする者とみなす。

第五條第三項の次に次の一項を加える。

何人も、第二項の規定に違反して信書の送達を業とする者に信書の送達を委託し、又は前項に掲げる者に信書（同項但書に掲げるものを除く。）の送達を委託してはならない。第十三條第二項中「内閣総理大臣及び郵政大臣が、命令でこれを定める。」を「郵政大臣及び経済安定本部総裁が、命令でこれを定める。」に改める。

第十七條第一項第一号中「四キログラム」を「六キログラム」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 小包郵便物
容積 長さ百センチメートル、長さ、幅及び厚さの合計二メートル
重量 六キログラム

第十九條を次のように改める。

第十九條（現金及び貴重品の差出方）

会が指定したものに係る配当金（その指定の日以後に支払われるものに限る。）の外国へ向けた支払は、外国為替及び外国貿易管理法第二十七條の規定により認められたものとする。但し、外資委員会が条件を附した場合においては、当該条件に従わなければならない。

一 外国人の財産取得に関する政令の規定に基づく認可
二 前項の規定により第十一條第一項の規定による認可の申請があつたものとみなされて同項の規定に基づいてなされた認可

5 第八條第一項及び第二項並びに第十四條及び第十五條第二項の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第八條第一項若しくは第二項又は第十四條中「認可又は許可」又は「認可」とあるのは「指定」と、第十五條第二項中「前項」とあるのは「附則第四項」と読み替へるものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

郵便法の一部を改正する法律

（昭和二十六年四月四日法律第二百二十八号）

郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）の一部を次のように改正する法律

郵便法の一部を改正する法律

現金又は郵政大臣の指定する貴金属、宝石その他の貴重品を郵便物として差し出すときは、これを書留の郵便物としなければならない。

第二十條第一項中「収入印紙」を「印紙」に改める。

第二十二條第一項中「及び往復葉書」を「往復葉書及び小包葉書（小包郵便物の外部に添附して同時に送達するもの）」に改め、同條第二項中「往復葉書にあつては四円」の下に「小包葉書にあつては三元」を加え、同條第三項但書を次のように改める。

但し、通常葉書及び往復葉書は、省令の定めるところにより、郵政大臣の定める通常葉書又は往復葉書の規格及び様式を標準として、これを私製することを妨げない。

第二十二條第五項の次に次の二項を加える。

小包葉書は、これと其の差出人及び受取人の氏名及び住所又は居所を同一にする小包郵便物に添附するものでなければ、これを差し出すことができない。

小包葉書については、第五章の規定による特殊取扱をしない。

第二十三條第五項を次のように改める。

第二項の認可の申請をするときは、その申請者において、千二百円を納付しなければならない。

(ろ) その他のもの

重量二キログラムまで三十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

二 第二地帯あてのもの

重量二キログラムまで四十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

三 第三地帯あてのもの

重量二キログラムまで五十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

第三十二條第三項中「通貨」を「現金」に、「三倍以上の額に相当する通貨」を「二倍以上の額に相当する現金又は有価証券（郵政大臣の指定するものに限る。）」に改め、同項の次に次の一項を加える。

官公署、特別の法律をもつて設立された公団、営団、公社、金庫及び公庫、日本国有鉄道並びに日本銀行に対しては、前項の担保を免除する。

第三十二條の次に次の一條を加える。

郵便法の一部を改正する法律

第二十三條に次の二項を加える。

前項の認可の申請があつたときは、郵便大臣は、認可申請の日から左の期間内に認可をし、又は認可しない旨を通知しなければならない。

- 一 日刊のもの 一箇月
- 二 その他のもの 二箇月

第三種郵便物の認可は、認可を受けた日以後に発行するものにつき、その効力を有する。

第二十八條第三項中「前二項」を「前項」に改める。

第三十條第二項に後段として次のように加える。

この場合において、同條第一項中「他の物」とあるのは、「小包葉書以外の物」と読み替えるものとする。

第三十一條を次のように改める。

第三十一條（料金） 小包郵便物の料金は、別表の地帯の区別に従い、左の通りとする。

- 一 第一地帯あてのもの

(い) 同一郵便区内、都の区の存する区域内又は同一市町村内のみにおいて発着するもの

重量二キログラムまで二十五円とし、二キログラムをこえる二キログラム又はその端数ごとに十五円を増す。

第三十二條の二（料金受取人払）

書状及び郵便葉書で、こ

れを受け取るべき者が、省令の定めるところにより、郵政省の承認を受け、郵便料金はその者において支払うべき旨の文言及び郵政省の承認番号を表示したものは、特殊取扱としないのでその者にあてて差し出す場合に限り、差出人において、その料金を納付することを要しない。

前項の規定により差し出された書状及び郵便葉書については、受取人は、配達の際その料金に一通につき一円の手数を加算した額を納付しなければならない。

第三十八條第三号中「及び保険扱料」を削り、第四号中「郵便私書箱」を「引き続き一年以上使用した郵便私書箱」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五 第三種郵便物の認可をしない旨の通知をした場合における認可申請の際納付した料金の半額

第三十九條中「私設又は使用を廃止した日から六箇月」の下に「同條第五号の料金については、郵政大臣から認可をしない旨の通知を受けた日から六箇月」を加える。

第四十三條第二項第二号中

「電信によるもの」を「あて名変更 百六十円、取もどし 百二十円」を

「電信によるもの」を「電信料の実費額に二十円を加えた金額」に改める。

郵便法の一部を改正する法律

第四十四條第二項中「保険扱」及び「保険扱料」を削る。
 第五十條第二項を次のように改める。
 郵便私書箱の使用期間及び使用料は、左の表の通りとする。

使用期間	使	用	料
三箇月	三百六十円	二百四十円	百五十円
六箇月	六百三十円	四百二十円	二百六十円
一年以上	千八百四十円	七百二十円	一年に四百五十円

当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が二百以上二百未満であるとき
 当該郵便局に設けられた郵便私書箱の数が二百未満であるとき

第五十三條第一項中「書留若しくは保険扱とした通常郵便物又は小包郵便物」を「小包郵便物又は書留とした通常郵便物」に改め、「又は保険扱料」を削る。

第五十七條中「保険扱」を削る。

第五十八條及第五十九條を次のように改める。

第五十八條（書留） 書留の取扱においては、郵政省において、当該郵便物の引受から配達に至るまでの記録をし、若し、送達途中において当該郵便物を亡失し、又はき損した場合には、差出の際差出人から郵政省に申出のあつた損

第五十九條 削除

第六十條第二項中「通常郵便物」を「郵便物」に、同條第三項中「二十円とする。」を「通常郵便物にあつては二十円、小包郵便物にあつては三十円とする。」に改める。
 第六十一條第二項及び第六十二條第二項中「又は保険扱」を削る。

第六十四條第二項中「又は保険扱」を削り、同條第三項中「五万円」を「五十万円」に改める。

第六十八條第一項第一号中「又は保険扱」を削り、同條第二項を次のように改める。

前項の場合における賠償金額は、左の通りとする。
 一 書留とした郵便物の全部を亡失したとき

申出のあつた額（第五十八條第四項の場合には、千円を限度とする実損額）

二 書留とした郵便物の全部若しくは一部をき損し、又はその一部を亡失したとき

申出のあつた額を限度とする実損額
 三 引換金を取り立てないで代金引換とした郵便物を交付したとき

引換金額

第七十六條第一項中「一万円」を「十万円」に改める。

第七十七條及び第七十八條中「五千元」を「五万円」に改

郵便法の一部を改正する法律

害要償額の全部又は一部を賠償する。

郵便物の内容たる物が現金である場合には、前項の損害要償額は、その現金の額と同額であつて、五万円をこえないものでなければならぬ。

郵便物の内容たる物が現金以外の物である場合には、第一項の損害要償額は、その物の時価をこえない額であつて、五十万円をこえないものでなければならぬ。

前項の場合において、その物の評価が困難なため、差出人が第一項の損害要償額の申出をしなかつたときは、損害要償額を千円として申し出たものとみなす。

書留料は、左の通りとする。

一 郵便物の内容たる物が現金である場合
 ・現金の額が千円以下であるもの 七十円
 ・現金の額が千円をこえるもの

千円をこえる千円又はその端数ごとに十円の割合で算出した金額を七十円に加えた金額

二 郵便物の内容たる物が現金以外の物である場合
 損害要償額が千円以下であるもの 三十円
 損害要償額が千円をこえるもの

千円をこえる二千円又はその端数ごとに一円の割合で算出した金額を三十円に加えた金額

める。

第七十九條中「二千円」を「二万円」に改める。

第八十條第一項中「二千円」を「二万円」に、同條第二項中「五千元」を「五万円」に改める。

第八十一條中「五千元」を「五万円」に改める。
 第八十一條の次に次の一條を加える。

第八十一條の二（郵便を不正に利用する罪） 詐欺、恐かつ又は脅迫の目的をもつて、真実に反する住所、居所、所在地、氏名、名称又は通信文を記載した郵便物を差し出し、又は他人にこれを差し出させた者は、五万円以下の罰金又は科料に処する。

第八十二條中「三千元」を「三万円」に改める。

第八十三條第一項中「二千円」を「二万円」に、同條第二項中「五千元」を「五万円」に改める。

第八十五條第二項中「千円」を「一万円」に改める。

附則

- この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
- この法律の施行前に差し出された郵便物、この法律の施行前になされた第三種郵便物の認可の申請及びこの法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

郵便貯金法の一部を改正する

法律 (昭和二十六年四月四日) (法律第二百二十九号)

郵便貯金法 (昭和二十二年法律第四百四十四号) の一部を次のように改正する。

「第四章 特別郵便貯金
第一節 郵便貯金
第二節 積立郵便貯金
第三節 定額郵便貯金
第四節 特別すえ置期間経過後の特別郵便貯金
第五節 保管証券」

を「第四章 積立郵便貯金
第五章 定額郵便貯金」に改める。

第三條及び第四條を次のように改める。

第三條 (国の保証) 国は、郵便貯金として預入された貯金の払もどし及びその貯金の利子の支払を保証する。

第四條 削除

第七條第一項中「五種」を「三種」に改め、第二号及び第五号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、同條第二項を削る。

第八條第二項中「官公署、学校、会社、工場その他の事業場に属する者が団体を組織して」を「団体に属する者が」に改め、「又はすえ置郵便貯金」を削る。

第九條 削除

第十條第一項第三号中「及び宗教法人」を「宗教法人及び民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第三十四條の法人」に改め、同項第四号中「及び国家公務員法」を「国家公務員法」に改め、同号の末尾に「及び地方公務員法 (昭和二十五年法律第二百六十一号) 第五十二條の職員団体」を加え、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 日本専売公社、日本国有鉄道、大日本育英会及び日本放送協会

第十二條第一項中「特別すえ置郵便貯金以外の郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、同項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とし、同号を次のように改め、同項第三項を削り、同項第四項中「及び郵便貯金切手」を削る。

三 定額郵便貯金

預入の月の初日から払もどし金の払渡 (払もどし証券を發行するときはその發行) の日までの期間が五

年をこえるとき

年四分

同期間が四年をこえ五年以下であるとき

年三分七厘

同期間が三年をこえ四年以下であるとき

年三分五厘

同期間が二年をこえ三年以下であるとき

年三分三厘

同期間が一年をこえ二年以下であるとき

年三分一厘五毛

同期間が一年以下であるとき

年三分

第十三條第一項に次の但書を加える。

但し、各月の十六日以後に預入された通常郵便貯金の預入金には、その預入の月の利子をつけない。

第十三條第三項を次のように改める。

通常郵便貯金及び積立郵便貯金の十円未満の端数には、利子をつけない。

第十四條中「すえ置郵便貯金」及び「又は特別すえ置郵便貯金」を削る。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

郵便貯金法の一部を改正する法律

第十六條第二号を削り、同條第四号中「郵便貯金」を「通常郵便貯金」に改め、同号を同條第二号とし、同條第五号中「すえ置郵便貯金、積立郵便貯金及び団体取扱の郵便貯金」を「団体取扱の通常郵便貯金及び積立郵便貯金」に改め、同号を同條第四号とする。

第十八條の見出し中「貯金証書及び証券保管証」を「及び貯金証書」に改め、同條第一項中「貯金証書又は証券保管証」を「又は貯金証書」に改め、同條第二項中「若しくは証券保管証」を削る。

第十九條の見出し中「及び証券保管原簿」を削り、同條第二項を削る。

第二十條第一項中「又はすえ置郵便貯金」を削る。

第二十一條中「又は証券原簿所管庁」及び「又は証券の保管」を削り、「貯金証書又は証券保管証」を「又は貯金証書」に改める。

第二十二條中「貯金証書又は証券保管証」を「又は貯金証書」に改める。

第二十四條中「又は保管証券」を削る。

第二十五條に次の一項を加える。

郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めると

ところにより、郵便貯金の取扱に関する証明資料として郵便貯金本人票を交付する。

第二十六條中「又は保管証券を交付し」及び「又は交付」を削る。

第二十九條の見出し中「及び保管証券」を削り、同條第一項中「並びに証券の購入、保管、売却又は返付の請求」を削り、「貯金若しくは保管証券」を「貯金の現在高」に、「貯金証書又は証券保管証」を「又は貯金証書」に、「貯金証書若しくは証券保管証」を「若しくは貯金証書」に、「その貯金及び保管証券に関する預金者の権利は、消滅し、保管証券は、国庫に帰属する。」を「その貯金に関する預金者の権利は、消滅する。」に改め、同條第二項中「特別郵便貯金」を「積立郵便貯金及び定額郵便貯金」に改める。

第三十條中「証券原簿所管庁」を削る。

第三十六條第一項中「十銭未満」を「一円未満」に改める。

第四章 特別郵便貯金

第一節 すえ置郵便貯金

第四十一條を次のように改める。

第四十一條（取扱郵便局の特定）郵便省は、通常郵便貯金の預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、

て、預金者が他に通常郵便貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に積立郵便貯金であつた通常郵便貯金を組み入れる。

第一項の場合には、郵政省は、その積立郵便貯金の通帳によつては、貯金の預入又は一部払もどしの取扱をしない。

「第三節 定額郵便貯金」を「第五章 定額郵便貯金」に改める。

第五十二條第二項中「払渡の月」を「払渡の月の翌月」に改める。

「第四節 特別すえ置郵便貯金」を削る。

第五十七條を次のように改める。

第五十七條（預入の日から十年が経過した定額郵便貯金）

定額郵便貯金は、預入の日から十年が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、郵政省は、預金者の請求により、その定額郵便貯金の貯金証書と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付する。

前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において

郵便貯金法の一部を改正する法律

その貯金の預入、払もどしその他の取扱をする郵便局を特定する。

前項の規定により郵便局を特定したときは、その郵便局以外の郵便局は、当該貯金について貯金の預入、払もどしその他の取扱をしない。

郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、第一項の規定による郵便局の特定を変更し、又は取り消す。

第四十二條から第四十四條までを次のように改める。

第四十二條から第四十四條まで 削除

「第二節 積立郵便貯金」を「第四章 積立郵便貯金」に改める。

第五十一條の次に次の一條を加える。

第五十一條の二（すえ置期間が経過した積立郵便貯金）積立郵便貯金は、そのすえ置期間が経過したときは、通常郵便貯金となる。

前項の場合には、郵政省は、預金者の請求により、その積立郵便貯金の通帳と引き換えに通常郵便貯金の通帳を交付する。

前項の規定による通帳の交付の請求があつた場合において

て、預金者が他に通常郵便貯金の通帳をもつて貯金の預入をしているときは、郵政省は、同項の規定にかかわらず、その貯金に定額郵便貯金であつた通常郵便貯金を組み入れる。

第一項の場合には、郵政省は、その定額郵便貯金の貯金証書によつては、貯金の預入又は一部払もどしの取扱をしない。

第一項の規定により通常郵便貯金となつた貯金の全部払もどしで第二項の規定による通帳の交付の請求前のものであるときは、第五十五條の規定を準用する。

第五十八條から第七十條まで並びに「第五節 すえ置期間経過後の特別郵便貯金」及び「第五章 保管証券」を削る。

附則

1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。但し、第二十五條第二項及び第四十一條の改正規定は、昭和二十六年十月一日から施行する。

2 この法律の施行前に預入したすえ置郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。但し、そのすえ置期間内においては、貯金の預入の取扱をしない。

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律

五七八

- 3 この法律の施行前に預入した特別すえ置郵便貯金でこの法律の施行の際現に存するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。
- 4 前二項の郵便貯金については、郵政省は、預金者の請求があるときは、省令の定めるところにより、そのすえ置期間を短縮することができる。
- 5 この法律の施行前に保管した証券でこの法律の施行の際現に保管するものについては、この法律の施行後でも、なお従前の例による。
- 6 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

十 削除

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律の一部を改正する法律

（昭和二十六年四月四日法律第三百三十号）

規定にかかわらず、消滅しない。

第六條中「記入の請求」を「記入」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

（昭和二十六年四月四日法律第三百三十一号）

郵便振替貯金法（昭和二十三年法律第六十号）の一部を次のように改正する。

- 郵便振替貯金法 「第一節 公金に関する郵便振替貯金」を
目次中 第三節 在外加入者の郵便振替貯金」を
「第一節 公金等に関する郵便振替貯金」に改める。
第二節 在外加入者の郵便振替貯金」に改める。
第三條及び第四條を次のように改める。
第三條（国の保証） 国は、郵便振替貯金として受け入れた口座の貯金の払出及びその貯金の利子の支払を保証する。
第四條 削除
第十條第一項中「振替及び払出を請求すること」を「振替

郵便振替貯金法の一部を改正する法律

五七九

郵便貯金法に基いて保管する証券の整理に関する法律（昭和二十四年法律第九十四号）の一部を次のように改正する。

第三條を次のように改める。

（郵便貯金通帳に対する記入）

第三條 地方貯金局は、預金者から第一條第一項本文に規定する郵便貯金通帳を受け入れたときは、当該証券整理貯金の金額をその郵便貯金通帳に記入する。

2 郵政省は、前項の規定による記入をするときは、預金者に対し、当該整理証券の証券保管証又は証券保管通帳（証券保管証又は証券保管通帳を亡失したときはその事由書）の提出を求めることができる。

第四條第一項を次のように改め、同條第二項中「前項但書」を「前項」に、「通常郵便貯金」を「郵便貯金」に改め、同條第三項中「第一項但書」を「第一項」に改める。

証券整理貯金については、その金額が郵便貯金通帳に記入されなくても、その払もどしをすることができる。

第五條を次のように改める。

（権利消滅の特例）

第五條 証券整理貯金についての預金者の権利は、昭和三十四年八月三十一日までは、郵便貯金法第二十九條第一項の

及び払出の請求その他省令の定める請求又は届出をすること」に改める。

第十七條第一項但書中「及び口座の現在高が十万円を超え

る場合におけるその超過額」を削る。

第五章中「第一節 公金に関する郵便振替貯金」を「第一節 公金等に関する郵便振替貯金」に改め、「第二節 債券に関する郵便振替貯金」を削る。

第六十三條を次のように改める。

第六十三條（公益事業の料金） 第五十八條から前條までの規定は、公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）

による公益事業者を加入者とし、当該加入者に公益事業の料金を納付するための払込金又は振替金のみを当該口座に受け入れるための取扱について、これを準用する。

第六十四條及び第六十五條を次のように改める。

第六十四條及び第六十五條 削除

「第三節 在外加入者の郵便振替貯金」を「第二節 在外加入者の郵便振替貯金」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。

日本政府在外事務所設置法の一部を改正する法律

(昭和二十六年四月五日)
法律第百三十二号

日本政府在外事務所設置法(昭和二十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項の表中

在シアトル日本政府在外事務所	アメリカ合衆国シアトル市
在シアトル日本政府在外事務所	アメリカ合衆国シアトル市
在ストックホルム日本政府在外事務所	スウェーデン国ストックホルム市
在パリ日本政府在外事務所	フランス国パリ市
在リオデジャネイロ日本政府在外事務所	ブラジル国リオデジャネイロ市
在サンパウロ日本政府在外事務所	ブラジル国サンパウロ市
在カラチ日本政府在外事務所	パキスタンカラチ市
在ニューデリー日本政府在外事務所	インドニューデリー市

在カルカタ日本政府在外事務所	インドカルカタ市
在ボンベイ日本政府在外事務所	インドボンベイ市
在ブラッセル日本政府在外事務所	ベルギー国ブラッセル市
在モンテヴィデオ日本政府在外事務所	ウルグアイ国モンテヴィデオ市
在ヘーグ日本政府在外事務所	オランダ国ヘーグ市
在バンコック日本政府在外事務所	タイ国バンコック市
在ラングーン日本政府在外事務所	ビルマ国ラングーン市

改める。
第九條第一項中「別表に定める額とする。但し、第二條第二項の規定によつて設置される在外事務所については、在勤手当及び住居手当の支給年額は、」を「アメリカ合衆国に設置される在外事務所については別表に定める額とし、アメリカ合衆国以外の国に設置される在外事務所については、」に改める。

附則

- この法律は、公布の日から施行する。
- 日本政府在外事務所増置令(昭和二十五年政令第三百三三)

号)は、廃止する。

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

(昭和二十六年四月五日)
法律第百三十三号

地方財政平衡交付金法(昭和二十五年法律第二百一十一号)の一部を次のように改正する。

第十五條第二項中「地方税法(昭和二十五年法律第

号)を「地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)」に改める。

第二十一條第一項及び第二項を次のように改める。

第二十一條 都にあつては、道府県に対する交付金の算定に關してはその全区域を道府県と、市町村に対する交付金の算定に關してはその特別区の存する区域を市町村と、それそれみなして算定した基準財政需要額の合算額及び基準財政収入額の合算額をもつてその基準財政需要額及び基準財政収入額とする。

2 特別市にあつては、道府県に対する交付金の算定に關しては道府県と、市町村に対する交付金の算定に關しては市町村と、それそれみなして算定した基準財政需要額の合算

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律

額及び基準財政収入額の合算額をもつて基準財政需要額及び基準財政収入額とする。
附則第七項、第九項及び第十五項中「昭和二十五年度」の下に「及び昭和二十六年度」を加える。

附則

- この法律は、公布の日から施行し、地方財政平衡交付金法第二十一條第一項及び第二項の改正規定は、昭和二十五年分分から適用する。
- 予防接種法等による国庫負担の特例等に関する法律(昭和二十五年法律第二百一十二号)の一部を次のように改正する。
第一條中「昭和二十五年」の下に「及び昭和二十六年」を加え、同條第六号を次のように改める。
六 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第五十二條(同法第五十條第二号の費用に關する部分に限る。)、第五十三條(同法第五十條第三号、第六号及び第七号並びに第五十一條第一号の費用に關する部分に限る。及び第五十五條

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律
 易裁判所の項を次のように改める。

灘	兵庫県の内 神戸市の内 灘区 東灘区 葺合区
---	------------------------------------

同表明石簡易裁判所の管轄区域の欄中「明石郡」を削り、同表加古川簡易裁判所の管轄区域の欄中「加古郡」を「加古川市 加古郡」に改め、同表豊岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「豊岡町 新田村 五莊村」及び「中筋村」を削り、「兵庫県の内」を「兵庫県の内」に改め、同表田辺簡易裁判所の管轄区域の欄中「稻成村」「下秋津村」及び「万呂村」を削り、同表安城簡易裁判所の管轄区域の欄中「碧南市」を「碧南市 刈谷市」に改め、同表関簡易裁判所の項を次のように改める。

関	岐阜県の内 関市の内 武儀郡 益田郡の内 下原村の内 郡上郡の内 東村
---	---

同表高山簡易裁判所の管轄区域の欄中「朝日村 高根村」を削り、同表武生簡易裁判所の管轄区域の欄中「大虫村」を削り、同表広島簡易裁判所の管轄区域の欄中「坂村」を「坂

町」に、「大野村」を「大野町」に、「蔵島町」を「宮島町」に、同表安芸西條簡易裁判所の管轄区域の欄中「西條町」を「西條町 寺西村」に、同表大竹簡易裁判所の管轄区域の欄中「小方村」を「小方町」に、同表呉簡易裁判所の管轄区域の欄中「鹿川村」を「鹿川町」に、同表竹原簡易裁判所の管轄区域の欄中「上北方村 下北方村 善入寺村」を「北方村」に、同表尾道簡易裁判所の管轄区域の欄中「向島西村」を「向島町」に改め、同表三次簡易裁判所の管轄区域の欄中「高田郡」を削り、同表三次簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

安芸吉田	広島県の内 高田郡
------	--------------

同表児島簡易裁判所の管轄区域の欄中「粒江村」を削り、同表片上簡易裁判所の項を次のように改める。

備前	岡山県の内 和気郡
----	--------------

同表玉島簡易裁判所の管轄区域の欄中「黒崎村」を「黒崎町」に、「里庄村」を「里庄町」に、同表倉敷簡易裁判所の管轄区域の欄中「箭田村」を「箭田町」に、同表平戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「小佐々村」を「小佐々町」に、同表国東簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊美村」を「伊美町」に、

同表竹田簡易裁判所の管轄区域の欄中「竹田町」を「竹田町 豊岡村」に改め、同表臼杵簡易裁判所の管轄区域の欄中「臼杵町」及び「海辺村」を削り、「大分県の内」を「大分県の内」に改め、同表伊集院簡易裁判所の管轄区域の欄中「串木野町」を削り、「鹿児島県の内」を「串木野市」に改め、同表

加治木簡易裁判所の項を次のように改める。

加治木	鹿児島県の内 始良郡の内 加治木町 重富村 浦生町 山田村 東国分村 帖佐町 国分町 隼人町 島村 東日当山村 福山町 霧敷根村 横川町 東山根村 清水村 豊根村 贈財部町の内 横川町 牧園町
-----	--

同表大口簡易裁判所の管轄区域の欄中「横川町」及び「牧園町」を削り、同表岩川簡易裁判所の項を次のように改める

岩川	鹿児島県の内 贈財部郡の内 岩川町 恒吉村 市成村 末吉町 松山町 志布志町 西志布志村 月野村 野方村 大崎町
----	---

同表小林簡易裁判所の管轄区域の欄中「西諸県郡」を「小

下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律

林市 西諸県郡」に改め、同表古川簡易裁判所、岩出山簡易裁判所、築館簡易裁判所及び登米簡易裁判所の項をそれぞれ次のように改める。

古川	宮城県の内 古川市 遠田郡 志田郡 加美郡
岩出山	宮城県の内 玉造郡
築館	宮城県の内 栗原郡
登米	宮城県の内 登米郡 本吉郡の内 柳津町

同表喜多方簡易裁判所の管轄区域の欄中「木幡村 小川村」を削り、「山都村」を「山都町」に、同表秋田簡易裁判所の管轄区域の欄中「昭和町」を「昭和町 豊川村 飯田川町」に改め、同表岩見沢簡易裁判所の欄中「美唄町」を削り、「岩見沢市」を「岩見沢市 美唄市」に、同表滝川簡易裁判所の管轄区域の欄中「奈井江村」を「奈井江町」に、同表俱知簡易裁判所の管轄区域の欄中「狩太村」を「狩太町」に、同表本別簡易裁判所の管轄区域の欄中「西足寄村」を「西足寄町」に、同表網走簡易裁判所の管轄区域の欄中「常呂村」を「常

呂町」に改め、同表徳島簡易裁判所の項を次のように改める。

徳島	徳島県の内 徳島市 名東郡 勝浦郡 名西郡 板野郡の内 北島町 川内村 志神村 住吉村 板東町 藍園村 板西町 栄村 松坂村 大山村 一條町 松島町 御所村
----	--

同表徳島簡易裁判所の項の次に次の一項を加える。

鳴門	徳島県の内 鳴門市 板野郡の内 大津村 北灘村 堀江村 松茂村
----	--

同表徳島富岡簡易裁判所の管轄区域の欄中

「海部郡の内 中木頭村 上木頭村 木頭村」を削り、同表牟岐簡易裁判所の項を次のように改める。

牟岐	徳島県の内 海部郡
----	--------------

同表中村簡易裁判所の管轄区域の欄中「伊豆田村」を「下ノ加江町」に、「下川口村」を「下川口町」に、同表宿毛簡易裁判所の管轄区域の欄中「小筑紫村」を「小筑紫町」に、同表愛媛三島簡易裁判所の管轄区域の欄中「三島町」を「三島町 松柏村」に改める。

附則

- 1 この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
- 2 この法律施行前に従前の管轄裁判所で受理した事件は、その裁判所で完結する。

有線放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和二十六年四月五日) 法律第三十五号

(目的)

第一条 この法律は、有線放送の業務の運用を規正することによつて、公共の福祉を確保することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「有線放送」とは、左の各号の一に該当するものをいう。

- 一 一定区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、放送を受信しこれを有線電気通信設備によつて再送信すること。
- 二 一区域内において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気通信設備によつて送信すること。

(再送信の同意)

第五条 有線放送の業務を行ふ者は、同意を得なければ、放送事業者の放送を受信しこれを再送信してはならない。

(報告及び監査)

第六条 電波監理委員会は、この法律の施行を確保するため特に必要があるときは、有線放送の業務を行ふ者に対し、業務に関し報告を求め、又は職員を派遣して有線放送の業務について監査させることができる。

2 前項の規定により監査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、且つ、関係人の請求があるときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による監査は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(業務の廃止の届出)

第七条 有線放送の業務を行ふ者は、その業務を廃止したときは、遅滞なくその旨の届出書を電波監理委員会に提出しなければならない。

(業務の停止及運用の制限)

第八条 電波監理委員会は、有線放送の業務を行ふ者が、この法律若しくはこの法律に基く命令又はこれらに基く処分

三 道路、広場、公園等公衆の通行し、又は集合する場所において公衆によつて直接聴取されることを目的として、音声その他の音響を有線電気設備によつて送信し、又は放送を受信しこれを有線電気通信設備によつて再送信すること。

(業務の開始の届出)

第三条 有線放送の業務を行ふとする者は、電波監理委員会規則の定めるところにより、その旨の届出書を電波監理委員会に提出しなければならない。その届出書に記載された事項を変更しよるときも、同様とする。

(有線放送番組の編集等)

第四条 放送法(昭和二十五年法律第三十二号)第三條(放送番組編集の自由)及び第四十四條第三項(放送番組の編集)の規定は、有線放送番組の編集に準用する。

2 放送法第四條(訂正放送等)及び第五十二條(候補者放送)の規定は、第二條第二号又は第三号の有線放送の業務を行ふ者に準用する。

3 放送を受信しこれを再送信するについて、いかなる放送を受信し、又はいかなる放送を受信しないかを定めることは、有線放送番組の編集とみなす。

有線放送業務の運用の規正に関する法律

に違反したときは、三箇月以内の期間を定めて、有線放送の業務の停止を命じ、又はその業務の運用を制限することができる。

(異議の申立)

第九條 この法律又はこの法律に基く命令に基く電波監理委員会の処分不服のある者は、電波監理委員会に対して異議の申立をすることができる。

2 電波法(昭和二十五年法律第三百一十一号)第七章(聴聞及び訴訟)の規定は、前項の異議の申立に關し準用する。(適用除外)

第十條 この法律の規定は、左の各号に掲げる有線放送の業務については適用しない。

- 一 臨時且つ一時の目的のために行われる有線放送の業務
- 二 一の構内(その構内が二以上の者の占有に属している場合においては、同一の者の占有に属する区域)において行われる有線放送(第二條第三号に該当するものを除く。)の業務
- 三 汽車、電車、自動車、船舶又は航空機内において行われる有線放送の業務
- 四 信号のみを送信するために行われる有線放送の業務

第十五條 第七條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の事項を記載した届出書を提出した者は、一万円以下の罰金に処する。

第十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、第十二條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、その業務について相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

2 前項の場合において、当該行為者に対してした第十三條第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に対してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

附則

- 1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三十日を超えない期間内において、政令で定める。
- 2 この法律施行の際現に有線放送の業務(第十條各号に掲げるものを除く。)を行つてゐる者は、この法律施行の日から

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律

五 その他前各号の業務に準ずる有線放送の業務であつて、電波監理委員会規則で定めるもの

(規則委任事項)

第十一條 この法律に定めるものの外、この法律の施行に關し必要な事項の細目は、電波監理委員会規則で定める。

(罰則)

第十二條 第八條の規定による業務の停止の命令に違反した者は、六箇月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第十三條 第四條第二項において準用する放送法第四條第一項の規定に違反した者は、五万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、私事に係るときは、告訴をもつて論ずる。

第十四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第三條の規定による届出書を提出せず、又は虚偽の事項を記載した届出書を提出した者
- 二 第六條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第六條第一項の規定による監査を拒み、妨げ、又は忌避した者
- 四 第八條の規定による業務の運用の制限に違反した者

ら九十日以内に、その旨の届出書を電波監理委員会に提出しなければならない。

3 第三條、第十四條第一号及び第十六條第一項の規定は、前項の届出書に關し準用する。

4 電波監理委員会設置法(昭和二十五年法律第三百三十三号)の一部を次のように改正する。

第三條に次の一号を加える。

九 有線放送業務の運用の規正に關する法律(昭和二十六年法律第三百三十五号)に基く有線放送の業務の運用の規正に關すること。

第二十三條に次の一号を加える。

十二 有線放送の業務の運用の規正に關すること。

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律(昭和二十六年四月六日法律第三百三十六号)

帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「東京市」を「東京都ノ区ノ存スル区域」に、「法人」を「公法上ノ法人」に改める。

第五條を次のように改める。

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律

第五條 帝都高速度交通営団ニ出資シ得ル者ハ日本国有鉄道及帝都高速度交通営団ノ路線ノ存スル地域ヲ区域トスル地方公共団体トス

日本国有鉄道ハ予算ノ範囲内ニ於テ帝都高速度交通営団ニ出資スルコトヲ得

第六條を次のように改める。

第六條 削除

第九條を次のように改める。

第九條 削除

「第二章 役員」を「第三章 役員及職員」に改め、第一章の次に次の一章を加える。

第二章 管理委員会

第十四條ノ二 帝都高速度交通営団ニ管理委員会ヲ置ク

第十四條ノ三 帝都高速度交通営団ノ収支予算、事業計画、資金計画及収支決算ハ管理委員会ノ議決ヲ経ルコトヲ要ス

第十四條ノ四 管理委員会ハ委員五人及帝都高速度交通営団ノ總裁ヲ以テ之ヲ組織ス

管理委員会ニ委員長一人ヲ置キ委員ガ互選ス

委員長ハ管理委員会ノ会務ヲ総理ス

管理委員会ハ予メ委員ノ中ヨリ委員長ノ職務ヲ代行スル者

ニ該当シタル者ヲ含ム

七 前号ニ掲グル事業者ノ団体ノ役員又ハ名称ノ如何ニ拘ラズ役員ト同等以上ノ職權若ハ支配力ヲ有スル者(任命ノ日以前一年間ニ於テ之等ノ者ニ該当シタル者ヲ含ム)

第十四條ノ七 委員ノ任期ハ五年トス但シ補欠ノ委員ハ前任者ノ残存期間在任ス

委員ハ再任サルコトヲ得

委員ハ任期ガ滿了シタル場合ニ於テモ新ニ委員ガ任命サルル迄ハ第一項ノ規定ニ拘ラズ引續キ在任ス

第十四條ノ八 主務大臣ハ委員ガ心身ノ故障ノ為職務ヲ執行スルコト能ハザルト認ムル場合又ハ委員ニ職務上ノ義務違反其ノ他委員タルニ適セザル非行在リト認ムル場合ニ於テハ之ヲ罷免スルコトヲ得

第十四條ノ九 委員ハ報酬ヲ受クルコトヲ得ズ但シ旅費其ノ他業務ノ遂行ニ伴フ実費ハ之ヲ受クルモノトス

第十四條ノ十 管理委員会ハ委員長及其ノ他ノ委員ノ中二人以上ガ出席スルニ非ザレバ會議ヲ開キ議決ヲ為スコトヲ得

管理委員会ノ議事ハ出席セル委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同数ノトキハ委員長之ヲ決ス

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律

ヲ定ムルコトヲ要ス

第十四條ノ五 委員ハ帝都高速度交通営団ノ業務ニ関シ適正ナル判断ヲ為スコトヲ得ル者ノ中ヨリ主務大臣之ヲ命ズ

前項ノ委員ノ中一人ハ日本国有鉄道總裁ノ推薦シタル者三人ノ中ヨリ一人ハ帝都高速度交通営団ニ出資シタル地方公共団体ノ長ノ推薦シタル者

三人ノ中ヨリ之ヲ命ズルコトヲ要ス

第十四條ノ六 左ノ各号ノ一ニ該当スル者ハ委員タルコトヲ得ズ

一 禁治産者又ハ準禁治産者

二 禁錮以上ノ刑ニ処セラレタル者

三 政府職員又ハ地方公共団体ノ職員ニシテ審議会其ノ他之ニ準ズルモノノ構成員タル非常勤ノ者以外ノモノ

四 国会議員又ハ地方公共団体ノ議会ノ議員

五 政党ノ役員(任命ノ日以前一年間ニ於テ之ニ該当シタル者ヲ含ム)

六 帝都高速度交通営団ニ対シ物品ノ売買若ハ工事ノ請負ヲ為スコトヲ要スル者又ハ之等ノ者ガ法人ナルトキハ其ノ役員若ハ名称ノ如何ニ拘ラズ役員ト同等以上ノ職權若ハ支配力ヲ有スル者(任命ノ日以前一年間ニ於テ之等ノ者

第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條ノ二 帝都高速度交通営団ノ役員及職員ハ刑法其ノ他ノ罰則ノ適用ニ付テハ法令ニ依リ公務ニ従事スル職員ト看做ス

第十九條を次のように改める。

第十九條 削除

「第三章 交通債券」を「第四章 交通債券等」に改め、以下一章ヲ繰リ下げる。

第二十九條第二項中「前項」を「前二項」に改め、同條第一項の次に次の一項を加える。

国ハ帝都高速度交通営団ニ対スル米國対日援助見返資金ノ運用ニ依ル貸付金ニ付テハ帝都高速度交通営団ノ財産ニ付他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ弁済ヲ受クル權利ヲ有ス

第三十二條の次に次の一條を加える。

帝都高速度交通営団法の一部を改正する法律

所ニ備置キ之ヲ一般ノ閲覧ニ供スベシ

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、改正後の第十四條ノ三の規定は、昭和二十六年四月から始まる事業年度以後の事業年度の収支予算、事業計画、資金計画及び収支決算について、適用する。
- 2 帝都高速度交通営団の昭和二十六年四月から始まる事業年度の収支予算、事業計画及び資金計画は、改正後の第十四條ノ三の規定にかかわらず、帝都高速度交通営団の管理委員会の最初の委員が任命された後管理委員会の承認を受ければ足りる。
- 3 改正後の第二十九條第二項の規定は、国が帝都高速度交通営団に対し、この法律施行前に貸し付けた米國対日援助見返資金の運用による貸付金についても、適用する。
- 4 この法律施行後最初に任命された帝都高速度交通営団の管理委員会の委員の任期は、主務大臣の指定するところにより任命の日からそれぞれ一年、二年、三年、四年、五年とする。
- 5 この法律施行の際帝都高速度交通営団に出資している者であつて、日本国有鉄道及び地方公共団体以外のものは、

次項の規定によりその持分が消却されるまでは、改正後の第五條の規定にかかわらず、払込をした出資額の限度において、なお、出資することができる。

- 6 帝都高速度交通営団は、前項の者の持分を買入の方法によりできるだけすみやかに消却するものとする。
- 7 帝都高速度交通営団は、前項の買入をする場合には、その数量及び価額につき管理委員会の議決を経なければならぬ。
- 8 附則第六項の規定により出資者の持分を消却した場合に、帝都高速度交通営団の資本は、その持分に対応する出資金額だけ減少する。
- 9 経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律（昭和十九年法律第四号）の一部を次のように改正する。
別表甲号第二号を次のように改める。
二 削除
- 10 帝都高速度交通営団は、附則第六項の規定により日本国有鉄道及び地方公共団体以外の者の持分を消却するまでは、資金運用部資金法（昭和二十六年法律第百号）第七條第一項の規定の適用について、同項第七号及び第八号の規定する法人とみなす。

漁船保険法の一部を改正する

法律（昭和二十六年四月六日）
法律第百三十七号

漁船保険法（昭和十二年法律第二十三号）の一部を次のように改正する。

- 第一條第二項、第三十一條及び第三十五條第三項中「勅令」を「政令」に改める。
- 第十七條の次に次の一條を加える。
- 第十七條ノ二 保険ノ目的タル漁船ニ付戦争、変乱又ハ政令ヲ以テ定ムル之ニ準ズル事故ニ因リテ生ジタル損害ハ特約ヲ為シタル場合ニ限り組合ニ於テ之ガ填補ヲ為スモノトス組合ハ前項ノ特約ヲ為シタル場合ト雖モ法令ニ違反シテ航行又ハ操業ヲ為シタル場合ニ生ジタル損害を填補スル責ニ任ゼズ
- 第十八條の次に次の一條を加える。

第十八條ノ二 左ノ場合ニ於テハ組合員ハ保険ノ目的タル漁船ヲ組合ニ委付シテ保険金額ノ全部ヲ請求スルコトヲ得

一 漁船ガ沈没シタルトキ

漁船保険法の一部を改正する法律

- 二 漁船ノ行方ガ知レザルトキ
- 三 漁船ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルトキ
- 四 漁船ガ捕獲、拿捕又ハ抑留セラレ三十日間解放セラレザルトキ

第二十二條ノ四に次の一項を加える。

第十七條ノ二ノ特約ニ依ル保険ノ保険料率ニ付第二十六條ノ規定ニ依ル定款変更ノ命令アリタル場合ニハ前三項ノ規定ニ拘ラズ其ノ命令ニ依リ定款変更ノ効力ヲ生ズルモノトス

第二十八條第二項中「商法第六百三十一條乃至第六百四十條」を「商法第六百三十一條乃至第六百三十九條」に改め、

「第八百三十三條第一号乃至第三号、」を削り、同項但書中「期間トス」を「期間トシ第八百三十六條第二項ノ規定中第八百三十三條第一号、第三号及ヒ第四号トアルハ漁船保険法第十八條ノ二第一号及ヒ第三号トス」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

(昭和二十六年四月六日法律第三十八号)

中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第二項中「前項に掲げる」を「事業協同組合、信用協同組合、協同組合連合会又は企業組合であることを示す」に、同條第三項中「第二十二條」を「第二十一條」に改める。

第十一條第四項中「二人」を「五人」に改める。

第二十七條第六項中「第二百三十九條第四項、第二百四十條」を「第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項」に、「及び第二百四十七條から第二百五十三條まで」を「第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條」に改める。

第二十七條の次に次の一條を加える。

(定款の認証)

第二十七條の二 発起人は、創立總會終了後遅滞なく、定款につき、行政庁の認証を受けなければならない。

2 行政庁は、定款が法令に違反する場合を除いては、認証

をしなければならない。

3 定款は、第一項の認証を受けなければ、その効力を生じない。

第二十八條中「創立總會終了後」を「前條第一項の認証を受けた後」に改める。

第三十一條中「定款及び」及び「定款又は」を削る。

第三十三條第一項第七号中「時期及び」を削り、同條中第三項を削る。

第三十六條の次に次の一條を加える。

(理事会)

第三十六條の二 組合の業務の執行は、理事会が決する。

第三十八條を次のように改める。

(理事の自己契約)

第三十八條 理事は、理事会の承認を受けた場合に限り、組合と契約することができる。この場合は、民法(明治二十九年法律第八十九号)第八八條(自己契約)の規定を適用しない。

第三十八條の次に次の一條を加える。

(理事の責任)

第三十八條の二 理事がその任務を怠つたときは、その理事

は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。

2 理事がその職務を行うにつき悪意又は重大な過失があつたときは、その理事は、第三者に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。重要な事項につき第四十條第一項に掲げる書類に虚偽の記載をし、又は虚偽の登記若しくは公告をしたときも同様である。

3 第一項の理事の責任については、商法第二百六十六條第一

二項から第四項まで(取締役の責任)の規定を準用する。

第三十九條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に、同條第一項中「及び總會」を「並びに總會及び理事会」に改め、同條第三項中「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第四十條の見出し中「閲覧」を「閲覧等」に改め、同條第三項中「閲覧」の下に「又は謄写」を加える。

第四十條の次に次の一條を加える。

(会計帳簿等の閲覧等)

第四十條の二 組合員は、総組合員の十分の一以上の同意を得て、何時でも、理事に対し会計の帳簿及び書類の閲覧又は謄写を求めることができる。この場合は、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

第四十二條を次のように改める。

(商法等の準用)

第四十二條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法第五十五條(代表権の委任)並びに商法第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百六十一條から第二百六十二條まで(会社代表)及び第二百七十二條(株主の差止請求権)の規定を、監事については、第三十八條の二、商法第二百七十四條(報告を求め調査をなす権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を、理事会については、商法第二百五十九條から第二百五十九條ノ三まで(取締役会の招集)、第二百六十條ノ二及び第二百六十條ノ三(取締役会の決議及び議事録)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條等一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十條第二項」と読み替えるものとする。

第四十三條及び第四十四條第一項中「理事の過半数」を「理事会」に改める。

第四十五條第三項中「理事」を「理事会」に、同條第四項

中「可否を決する日」を「可否の決定の日」に改める。
第四十六條を次のように改める。

(総会の招集)

第四十六條 通常総会は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回招集しなければならない。

第四十七條第一項を次のように改め、同條第二項中「理事」を「理事会」に、「臨時總會を招集しなければならない。」を「臨時總會を招集すべきことを決しなければならない。」に改める。

臨時總會は、必要があるときは、定款の定めるところにより、何時でも招集することができる。

第四十八條を次のように改める。

第四十八條 前條第二項の規定による請求をした組合員は、同項の請求をした日から十日以内に理事が總會招集の手続をしないときは、行政庁の承認を得て總會を招集することができる。理事の職務を行行者がない場合において、組合員が総組合員の五分の一以上の同意を得たときも同様である。

第五十一條に次の二項を加える。

2 定款の変更は、行政庁の認証を受けなければ、その効力

を生じない。

3 前項の認証については、第二十七條の二第二項の規定を準用する。

第五十四條を次のように改める。

(商法の準用)

第五十四條 總會については、商法第二百三十一條(總會の招集の決定)、第二百三十九條第五項、第二百四十條第二項(特別利害関係人の議決権)、第二百四十三條(總會の延期又は続行の決議)、第二百四十四條(株主總會の議事録)、第二百四十七條、第二百四十八條、第二百五十條、第二百五十二條及び第二百五十三條(株主總會の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「中小企業等協同組合法第四十九條」と、同法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「中小企業等協同組合法第五十三條」と読み替えるものとする。

第六十六條中「第四百四條から第四百一一條まで」を「第四百四條、第四百五條及び第四百八條から第四百一一條まで」に、「及び非訟事件手続法」を「並びに非訟事件手続法」に改める。

第六十九條を次のように改める。

(商法等の準用)

第六十九條 組合の解散及び清算については、商法第一百六條、第二百二十二條、第二百二十四條、第二百五條、第二百二十九條第二項及び第三項、第三百一一條、第四百十七條第二項、第四百十八條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式會社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十五條ノ二十五第二項及び第三項、第三百三十六條、第三百三十七條から第三百三十八條まで及び第三百三十八條ノ三(法人の清算の監督)の規定を、組合の清算人については、第三十七條から第四十條の二まで、第四十六條から第四十八條まで並びに商法第二百五十四條第三項(取締役と会社との関係)、第二百五十四條ノ二(取締役の義務)、第二百五十九條から第二百六十一條ノ二まで(取締役会並びに取締役の業務の執行及び会社代表)、第二百六十七條から第二百六十八條ノ三まで(取締役に対する訴)、第二百七十二條(株主の差止請求権)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百二十二條中「第九十四條第四号又ハ第六号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二條第一号」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十二條第一号」とあるのは「中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

一項第六号」と、同法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十九條ニ於テ準用スル同法第四十條第二項」と、同法第四百十七條第二項中「前項」とあるのは「中小企業等協同組合法第六十八條」と、同法第四百二十六條第二項中「六月前ヨリ引続キ発行済株式ノ総数ノ百分ノ三以上ニ当ル株式ヲ有スル株主」とあるのは「総組合員ノ五分ノ一以上ノ同意ヲ得タル組合員」と読み替えるものとする。

第八十三條第二項第八号を次のように改め、同項第九号中「又は理事が参事と共同し」を削る。

八 組合を代表すべき理事の氏名

第九十二條第一項中「司法事務局又はその出張所」を「法務局若しくは地方法務局又はその支局若しくは出張所」に改める。

第二百二條中「司法事務局」を「登記所」に改める。

第二百五條の次に次の一條を加える。

(報告の徴収及び検査)

第二百五條の二 行政庁は、組合の業務若しくは会計が法令若しくは定款に違反し、又は組合の運営が著しく不当であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な

限度において、組合に対して、その業務又は会計に關し必要な報告書の提出を命じ、その事実について調査することができる。

2 行政庁は、前項の報告書が提出されず、又はその報告書が虚偽であると認めるときは、この法律の目的を達成するために必要な限度において、組合の業務又は会計の状況を検査することができる。

第六百六條第一項中「第四百四條第二項」の下に「若しくは前條第一項」を加え、「同條第三項」を「第四百四條第三項、第四百五條第二項」に改め、「認めるときは、」の下に「この法律の目的を達成するために必要な限度において、」を加える。

第一百十條中「第五十八條第二項及び第三項、第五十九條及び第六十條」を「第五十八條第一項第一号、第三号及び第二項」に改める。

第一百四十四條第一項中「若しくは第二百五條第二項」を「、第二百五條第二項若しくは第五十五條の二第二項」に改める。

第一百五條第五号中「又は第五十四條において準用する商法第二百四十四條若しくは」を「若しくは第五十四條において準用する商法第二百四十四條、第四十二條若しくは第六十九條において準用する商法第二百六十條ノ三又は」に改め、

「総会の」を削る。

第一百五條第八号中「閲覧」の下に「若しくは謄写」を加え、同号の次に次の一号を加える。

八の二 第四十條の二（第六十九條において準用する場合を含む。）又は第四十二條において準用する商法第二百七十四條第一項の規定に違反して正当な理由がないのに帳簿及び書類の閲覧又は謄写を拒んだとき。

第一百五條第九号中「第二百七十四條」を「第二百七十四條第二項」に改める。

第一百五條第十号中「第四十七條第二項又は第四十八條」を削る。

第一百五條の次に次の一條を加える。

第一百五條の二 不正の競争の目的で登記された組合の名称と同一又は類似の名称を使用した者は、一万円以下の過料に処する。第五條第三項において準用する商法第二十一條第一項の規定に違反した者も同様である。

附則

(施行の期日)

1 この法律は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）の施行の日（昭和二十六年七月一日）

から施行する。但し、第十一條第四項の改正規定は、公布の日から施行する。

(定義)

2 この附則において「新商法」とは、商法の一部を改正する法律による改正後の商法をいい、「旧商法」とは、従前の商法をいい、「新法」とは、この法律による改正後の中小企業等協同組合法をいい、「旧法」とは、従前の中小企業等協同組合法をいう。

(原則)

3 新法は、特別の定がある場合を除いては、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。但し、旧法によつて生じた効力を妨げない。

4 新法にてい触する定款及び規約の定並びに契約の條項はこの法律の施行の日から効力を失う。

(解散命令)

5 この法律の施行前に、裁判所が請求を受け、又は着手した旧法第九十條において準用する旧商法第五十八條第二項又は第三項に定める事件及びその事件に關連するこれらの規定に定める事件については、この法律の施行後も、なお従前の例による。その事件について請求を却下された者の

中小企業等協同組合法の一部を改正する法律

責任についても同様である。

(訴の提起等についての担保)

6 解散命令の請求又は訴の提起について供すべき担保に關する旧法第二十七條若しくは第五十四條において準用する旧商法第二百四十九條（旧商法第二百五十二條又は第二百五十三條第二項において準用する場合を含む。）、旧法第五十七條第三項において準用する旧商法第三百八十條若しくは旧法第六十六條において準用する旧商法第六六條又は旧法第九十條において準用する旧商法第五十九條の規定は、この法律の施行前に供した担保に關してのみ準用する。

(定款の認証)

7 旧法第三十三條第三項において準用する商法第六十七條の規定による定款の認証を受けた組合がこの法律の施行の際現に有する定款は、新法第二十七條の二第一項及び第五十一條第二項の認証を受けたものとみなす。

(組合の登記)

8 この法律の施行前に成立した組合は、この法律の施行の日から六箇月以内に、新法によつて新たに登記すべきものとなつた事項を登記しなければならぬ。

9 前項の登記をするまでに他の登記をするときは、その登

- 10 記と同時に同項の登記をしなければならぬ。
- 11 附則第八項の登記をするまでに同項の事項に変更を生じたときは、遅滞なく、変更前の事項につき同項の登記をしなければならぬ。
- 12 前三項の規定に違反したときは、その組合の理事を五千円以下の過料に処する。

(総会の招集)

- 13 この法律の施行前に旧法第四十七條第二項の規定による請求があり、又は監事が総会招集の手續をした場合は、その総会については、この法律の施行後もなお従前の例による。

(決議取消の訴)

- 14 決議取消の訴について、この法律の施行の際旧法第二十七條第六項又は第五十四條において準用する旧商法第二百四十八條第一項に定める期間が経過していない場合は、その決議取消の訴の提起期間については、新商法第二百四十八條第一項の規定を準用する。

(代表理事)

- 15 旧法第四十二條において準用する旧商法第二百六十一條第一項又は第二項の規定によつて組合を代表する権限を有する理事は、新法第四十二條において準用する新商法第二百六十一條第一項の規定によつて組合を代表すべき理事とみなす。

する理事は、新法第四十二條において準用する新商法第二百六十一條第一項の規定によつて組合を代表すべき理事とみなす。

- 16 旧法第四十二條において準用する旧商法第二百六十一條第二項の規定によつて数人の理事が共同して組合を代表すべきことを定めた場合は、その定は、新法第四十二條の規定において準用する新商法第二百六十一條第二項の規定による定とみなす。

- 17 この法律の施行の際組合を代表すべき理事の定がない場合は、旧法第八十三條第二項第七号の理事の登記は、新法第八十三條第二項第八号の登記があるまでは、その登記と同一の効力を有する。

- 18 (理事の行為の責任)
理事がこの法律の施行前にした行為の責任については、この法律の施行後もなお従前の例による。

- 19 この法律施行後に前項の責任を免除する場合は、その免除については、同項の規定にかかわらず、新商法の規定を準用する。
- 20 この法律の施行後に附則第十七項の責任を追及する訴を提起する場合は、その訴についても前項と同様である。

(理事に対する訴)

- 21 この法律の施行前に旧法第四十二條において準用する旧商法第二百六十七條第一項の規定によつて理事に対する訴を提起した場合は、その訴については、この法律の施行後もなお従前の例による。

(組合と理事との間の訴についての組合代表)

- 22 この法律の施行前に組合が理事に対し、又は理事が組合に対して訴を提起した場合は、その訴について組合を代表すべき者については、この法律の施行後もなお旧法第三十八條の規定を適用する。但し、新法第四十二條において準用する新商法第二百六十一條ノ二の規定によつて組合を代表すべき者を定めた後は、この限りでない。

(監事のした訴の提起等)

- 23 この法律の施行前に監事が裁判所に対して訴を提起し、又は請求をした場合は、その訴については、この法律の施行後もなお従前の例による。
- 24 附則第十七項から第二十項までの規定は、監事に準用する。

- 25 (清算人に関する準用規定)
附則第十七項から第二十項までの規定は、監事に準用する。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律

- 26 附則第十二項及び第十四項から第二十一項までの規定は、清算人に準用する。

(罰則)

- 27 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

漁業法及び水産庁設置法の一部を改正する法律

(昭和二十六年四月七日 法律第三百三十九号)

(漁業法の一部改正)

- 第一條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六十七條第三項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「又は有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第八十二條第二項中「瀬戸内海連合海区漁業調整委員会」の下に「及び有明海連合海区漁業調整委員会」を加える。

第九九條の見出しを「(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会等)」に改め、同條第一項を次のように改める。

への出資に充てるべき旨の契約のあるものを含む。以下同じ。及び準備金（準備金、積立金その他名称のいかんを問はず、剰余金のうちから積み立てられたものであつて資本勘定に属するものをいう。）の合計額をいう。

3 この法律において「欠損金」とは、貸借対照表に計上された欠損金及び繰越欠損金の合計額をいう。

（再建整備計画の樹立）

第三條 事業の継続に著しい支障をきたすことなしにはその債務を弁済することができない農漁業協同組合でこの法律によつて再建整備を行おうとするものは、農林大臣の指定する日（以下「指定日」という。）現在により貸借対照表を製作し、これに基づいて再建整備計画をたてなければならぬ。

2 農漁業協同組合は、前項の規定により貸借対照表を製作するに当つては、その債権及び在庫品につき命令の定めるところにより適正な評価を行い、その評価によつて損失を生ずる場合には、その損失金額を欠損金に算入しなければならない。

3 第一項の規定により再建整備計画をたてる場合には、その組合員又は会員（准組合員又は准会員を除く。）の半数以

上出席する総会において、その議決権の三分の二以上の多数による議決を経なければならない。これを変更する場合もまた同様とする。

（再建整備の目標）

第四條 前條第一項の農漁業協同組合は、指定日以後に開始する事業年度の開始の日から五年以内に左に掲げる条件を満すように再建整備を行わなければならない。

一 第十條第二項の固定化債権又は固定化在庫品を資金化すること。

二 自己資本から欠損金を控除した金額を固定資産の価額以上にすることその他財務の状況を政令で定める基準に適合させること。

（再建整備計画の内容）

第五條 再建整備計画においては、左の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一 再建整備計画の方針

二 組合員又は会員の協力の強化及び役職員の事業執行の改善に関する措置

三 事業、収支及び資金に関する計画

四 第十條第二項の固定化債権及び固定化在庫品の資金化

並びに不要固定資産の処分

五 欠損金の補てん

六 出資金の増加

七 債務の更改及び弁済

（行政庁の援助）

第六條 農漁業協同組合は、行政庁に対し再建整備計画に関する助言を求めることができる。

第七條 行政庁は、農漁業協同組合が再建整備のため債権者と債務の要素を変更する契約をする必要がある場合には、当該農漁業協同組合の申出により、そのあつ旋をすることができぬ。

第八條 行政庁は、農漁業協同組合の請求に応じ、特別指導員を派遣してその再建整備につき指導することができる。

（奨励金の交付）

第九條 政府から奨励金の交付を受けなければ第四條の期間内に同條に規定する再建整備の目標を達成することができない農漁業協同組合は、命令で定める手続に従い、再建整備計画書を添えて、農林大臣に奨励金の交付を申請することができる。

2 農林大臣は、前項の申請をした農漁業協同組合であつて

農漁業協同組合再建整備法

左に掲げる条件に適合しているものに対し、命令の定めるところにより、毎年、予算の範囲内において奨励金を交付することができる。

一 奨励金の交付を受けることにより第四條の期間内に同條に規定する再建整備の目標を達成することができること認められること。

二 指定日から昭和二十七年三月三十一日までの間に指定日における固定資産と欠損金との合計額から自己資本を控除した額の三分の一（農業協同組合連合会及び漁業協同組合連合会（以下「連合会」という。）にあつては五分の一）以上に相当する額の自己資本を増加することが確実であると認められること。

三 第三條第二項の規定による債権及び在庫品の評価が適正に行われていると認められること。

四 故意又は重大な過失によつてその農漁業協同組合に損失を与えた役職員がある場合には、その者に対し、損失補てんのために必要な措置をとつていふこと。

3 都道府県の区域をこえない区域を地区とする農漁業協同組合が第一項の申請をしようとするときは、都道府県知事を経由しなければならない。

第十條 前條第二項の規定により交付する奨励金は、増資奨励金及び固定化資金利子補給金とする。

2 増資奨励金は、農漁業協同組合の指定日以後の払込済出資金の増加額(他の農漁業協同組合を合併した場合に、その合併により直接生じた払込済出資金の増加額を除く。)に対し交付するものとし、固定化資金利子補給金は、農漁業協同組合の第三條第二項の規定による適正な評価を経た債権のうち弁済期到来一年以上を経過したもの(当初の契約で定められた弁済期がその後延長された債権その他の債権であつて命令で定めるものを含む。以下「固定化債権」という。)の金額及び同項の規定による適正な評価を経た在庫品のうち仕入後一年以上を経過したもの(以下「固定化在庫品」という。)の評価額の合計額を基準として交付するものとする。

第十一條 政府が第九條第二項の規定により奨励金を交付することができる期間は、昭和三十會計年度までとし、毎年交付する奨励金の額は、農漁業協同組合ごとに左表により奨励金算出基礎額に補給率を乗じた額とする。

奨励金の種類	會計年度	奨励金算出基礎額	補給率
	昭和二十二年		八(連合会)

増資奨励金	固定化資金利子補給金																																												
<table border="1"> <tr> <th>會計年度</th> <th>指定日</th> <th>増加額</th> <th>補給率</th> </tr> <tr> <td>昭和十七會計年度</td> <td>昭和三十八年三月三十一日</td> <td>昭和三十八年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> <tr> <td>昭和十八會計年度</td> <td>昭和三十九年三月三十一日</td> <td>昭和三十九年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> <tr> <td>昭和十九會計年度</td> <td>昭和四十年三月三十一日</td> <td>昭和四十年年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> <tr> <td>昭和二十會計年度</td> <td>昭和四十一年三月三十一日</td> <td>昭和四十一年年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> </table>	會計年度	指定日	増加額	補給率	昭和十七會計年度	昭和三十八年三月三十一日	昭和三十八年度の増加額	六(連合会)	昭和十八會計年度	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年度の増加額	六(連合会)	昭和十九會計年度	昭和四十年三月三十一日	昭和四十年年度の増加額	六(連合会)	昭和二十會計年度	昭和四十一年三月三十一日	昭和四十一年年度の増加額	六(連合会)	<table border="1"> <tr> <th>會計年度</th> <th>指定日</th> <th>増加額</th> <th>補給率</th> </tr> <tr> <td>昭和十六會計年度</td> <td>昭和三十七年三月三十一日</td> <td>昭和三十七年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> <tr> <td>昭和十七會計年度</td> <td>昭和三十八年三月三十一日</td> <td>昭和三十八年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> <tr> <td>昭和十八會計年度</td> <td>昭和三十九年三月三十一日</td> <td>昭和三十九年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> <tr> <td>昭和十九會計年度</td> <td>昭和四十年三月三十一日</td> <td>昭和四十年年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> <tr> <td>昭和二十會計年度</td> <td>昭和四十一年三月三十一日</td> <td>昭和四十一年年度の増加額</td> <td>六(連合会)</td> </tr> </table>	會計年度	指定日	増加額	補給率	昭和十六會計年度	昭和三十七年三月三十一日	昭和三十七年度の増加額	六(連合会)	昭和十七會計年度	昭和三十八年三月三十一日	昭和三十八年度の増加額	六(連合会)	昭和十八會計年度	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年度の増加額	六(連合会)	昭和十九會計年度	昭和四十年三月三十一日	昭和四十年年度の増加額	六(連合会)	昭和二十會計年度	昭和四十一年三月三十一日	昭和四十一年年度の増加額	六(連合会)
會計年度	指定日	増加額	補給率																																										
昭和十七會計年度	昭和三十八年三月三十一日	昭和三十八年度の増加額	六(連合会)																																										
昭和十八會計年度	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年度の増加額	六(連合会)																																										
昭和十九會計年度	昭和四十年三月三十一日	昭和四十年年度の増加額	六(連合会)																																										
昭和二十會計年度	昭和四十一年三月三十一日	昭和四十一年年度の増加額	六(連合会)																																										
會計年度	指定日	増加額	補給率																																										
昭和十六會計年度	昭和三十七年三月三十一日	昭和三十七年度の増加額	六(連合会)																																										
昭和十七會計年度	昭和三十八年三月三十一日	昭和三十八年度の増加額	六(連合会)																																										
昭和十八會計年度	昭和三十九年三月三十一日	昭和三十九年度の増加額	六(連合会)																																										
昭和十九會計年度	昭和四十年三月三十一日	昭和四十年年度の増加額	六(連合会)																																										
昭和二十會計年度	昭和四十一年三月三十一日	昭和四十一年年度の増加額	六(連合会)																																										

(奨励金の打切及び還付)

第十二條 農林大臣は、奨励金の交付を受ける農漁業協同組合が左の各号の一に該当する場合には、当該農漁業協同組合に対する奨励金の交付を打ち切ることができる。

- 一 第四條に規定する再建整備の目標を達成したと認められる場合
- 二 第三條に規定する再建整備計画を誠実に実行せず、又は第四條の期間内に同條に規定する再建整備の目標を達成することができないと認められる場合
- 三 第九條第一項の規定により農林大臣に提出した再建整備計画書に虚偽の記載があつた場合
- 四 第十六條の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をした場合

第十三條 農林大臣は、奨励金の交付を受けた農漁業協同組合が左の各号の一に該当する場合には、当該農漁業協同組合に対し、交付した奨励金の還付を命ずることができる。

- 一 前條第二号から第四号までの事由により奨励金の交付を打ち切られた場合
- 二 第四條の期間が満了しても同條に規定する再建整備の農漁業協同組合再建整備法

目標を達成することができなかった場合

(奨励金の償還)

第十四條 奨励金の交付を受けた農漁業協同組合は、第四條各号に掲げる再建整備の条件を満すに至つてから一年を経過した後、政令の定めるところにより、交付された奨励金に相当する金額に利子に相当する金額を加算した金額を政府に納付しなければならない。

(再建整備計画の変更)

第十五條 奨励金の交付を受ける農漁業協同組合がその再建整備計画を変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならない。

2 前項の場合には、第九條第三項の規定を準用する。

(報告)

第十六條 奨励金の交付を受けた農漁業協同組合は、命令の定めるところにより、毎事業年度末現在により再建整備の実績及び翌事業年度の再建整備の実施計画を行政庁に報告しなければならない。

(検査)

第十七條 行政庁は、奨励金の交付を受ける農漁業協同組合の業務及び會計の状況につき毎年一回以上検査しなければならない。

ならない。

(農漁業協同組合の合併の場合の特例)

第十八條 奨励金の交付を受ける農漁業協同組合が合併によつて解散した場合において、合併によつて成立した農漁業協同組合又は合併後存続する農漁業協同組合が引き続き政府から奨励金の交付を受けなければ指定日から五年を経過した日の属する事業年度の終了の日までに第四條に規定する目標を達成することができないときは、当該農漁業協同組合は、命令で定める手続に従い、再建整備計画書を添えて、農林大臣に奨励金の交付を申請することができる。

2 前項の場合には、第九條第二項及び第三項、第十條並びに第十一條の規定を準用する。この場合において、第十條第二項中「農漁業協同組合の指定日以後の払込済出資金の増加額」とあるのは「合併によつて解散した農漁業協同組合の指定日以後の払込済出資金の増加額」と合併によつて成立した農漁業協同組合の払込済出資金の増加額又は合併後存続する農漁業協同組合の合併後の払込済出資金の増加額(当該農漁業協同組合が合併前に奨励金の交付を受けるものであつた場合には、指定日以後合併の時までの払込済出資金の増加額を含む。)との合計額」と、「固定化資金利

子補給金は、農漁業協同組合の」とあるのは「固定化資金利子補給金は、奨励金の交付を受ける合併前の農漁業協同組合の」と読み替えるものとする。

第十九條 奨励金の交付を受けた農漁業協同組合が合併によつて解散した場合には、合併によつて成立した農漁業協同組合又は合併後存続する農漁業協同組合を合併によつて解散した組合とみなして第十三條、第十四條及び第十六條の規定を適用する。

(所管行政庁)

第二十條 この法律中「行政庁」とあるのは、都道府県の区域又はその区域をこえる区域を地区とする農漁業協同組合については農林大臣、その他の農漁業協同組合については都道府県知事とする。

(農林大臣と大蔵大臣との協議)

第二十一條 農林大臣は、第三條第一項の指定、第九條の奨励金の交付、第十二條の打切、第十三條の還付の命令又は第十五條の承認をしようとするときは、大蔵大臣と協議しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行に関し昭和二十六會計年度において必要な経費は、六億五千万円以内において昭和二十六會計年度一般会計予備費のうちからこれを支出するものとする。

競馬法の一部を改正する法律

(昭和二十六年四月九日 法律第四百四十一号)

競馬法(昭和二十三年法律第五十八号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項但書中「その隣接競馬場において、年四回開催することができる。」を「その開催することのできない回数
の国営競馬は、他の競馬場において開催することができる。」に改め、同條第二項を削り、同條第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を第二項とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

資産再評価法の一部を改正する法律

(昭和二十六年四月十日 法律第四百四十二号)

競馬法の一部を改正する法律

資産再評価法の一部を改正する法律

資産再評価法(昭和二十五年法律第一百十号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條」を「第十六條の二」に、「第三十五條」を「第三十五條の二」に改める。

第二條第八項中「石炭鉱業権等臨時措置法」を「旧石炭鉱業権等臨時措置法」に改める。

第五條第七号中「船舶運営会」を「商船管理委員会」に改める。

第七條中「前條第一項」の下に、「第十三條の二第一項又は第十四條の二第一項から第三項まで」を加える。

第八條第二項本文中「前項」の下に「又は第十三條の三」を加え、同項但書中「達しているとき」の下に「又は第十三條の三の規定により行つた再評価の再評価額が第二十一條の二に規定する再評価額の限度額に達しているとき」を加える。

第九條第二項中「資本の増加若しくは減少」を「資本の増加若しくは株式の発行(新たに発行する株式をもつて利益の配当をする場合における株式の発行及び法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因る株式の発行を除く。以下同じ)、資本の減少、株式の分割若しくは併合」に改め、「合併に因り」の下に「発行法人の株式による利益の

配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り、」を加え、同條第三項中「当該財産が株式であるときは、その払込金額」を削り、同條に次の一項を加える。

5 第三項の場合において、その取得した財産のうち株式があるときにおける当該株式の価額は、同項の規定の適用については、当該株式の額面金額（出資については、出資の金額）による。但し、株式の消却に因り、発行人の資本の減少若しくは解散に因り、発行人の第二会社若しくは新会社に対する資産の出資に基く割当に因り、又は退社若しくは脱退に因り取得した株式を発行する法人が無額面株式を発行している場合及び合併に因り取得した株式を発行する法人が当該合併に因り無額面株式を発行した場合においては、当該株式の価額は、それぞれ第一号又は第二号に掲げる金額によるものとする。

一 当該株式の取得の基因となつた株式の消却若しくは資本の減少に関する決議があり、解散に因る残余財産の分配に関する決定があり、又は第二会社若しくは新会社に対する資産の出資、退社若しくは脱退があつた時における当該株式を発行する法人の資本の金額を発行済株式の

- 了する事業年度を除く。開始の日
- 2 公益事業令（昭和二十五年政令第三百四十三号）に規定する公益事業その他これに準ずる公共性のある事業で政令で定めるものを営む法人についての前項の規定の適用については、同項第二号中「同年九月三十日」とあるのは「昭和二十七年九月三十日」とする。
- 3 第六條第三項の規定は、第一項の場合について準用する。

（個人の減価償却資産の第二次再評価）

第十三條の三 個人は、第八條第一項又は第十條第一項に規定する資産（昭和二十六年一月一日以後に事業の用に供したものを除く。）で第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）の規定による再評価を行わなかつたもの又は第八條第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第十九條まで又は第二十七條に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、昭和二十六年一月一日現在において再評価を行うことができる。

第十四條の次に次の一條を加える。

（合併の場合における第二次再評価）

資産再評価法の一部を改正する法律

総数で除した金額

二 当該合併に因り増加した資本の金額（合併に因り法人を設立した場合においては、当該法人の設立の時ににおける資本の金額）を当該合併に因り発行した株式の総数で除した金額

第十三條の次に次の二條を加える。

（法人の資産の第二次再評価）

第十三條の二 法人は、第六條第一項に規定する資産（株式を除く。）で同項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、左の各号に掲げる日のいずれか一日（当該法人の事業年度が昭和二十六年一月一日から同年三月三十一日までを終了する場合においては、第二号に掲げる日）現在において再評価を行うことができる。

- 一 昭和二十六年一月一日
- 二 昭和二十六年一月一日後同年九月三十日までに開始する事業年度（当該事業年度が二以上あるときは、そのいずれか一の事業年度。但し、同年三月三十一日以前に終

第十四條の二 前條第一項前段に規定する合併法人は、当該

合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産（株式を除く。以下この條において同じ。）で前條第一項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについて、第十三條の二に規定する日現在において再評価を行うことができる。前條第一項後段に規定する合併法人（昭和二十六年一月一日以後に合併した場合における合併法人を除く。）が当該合併に因り取得した同項後段に規定する資産で同項の規定による再評価を行わなかつたもの又は同項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものについても同様とする。

2 法人が昭和二十五年九月一日から同年十二月三十一日までの間に合併した場合において、合併法人（前項後段に規定する合併法人であるものを除く。）が当該合併に因り取得した第六條第一項に規定する資産のうち被合併法人が同項若しくは前條第一項の規定による再評価を行わなかつた

もの又は被合併法人が第六條第一項若しくは前條第一項の規定により行つた再評価の再評価額が第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項に規定する再評価額の限度額に達していないものがあるときは、当該合併法人は、当該資産について、第十三條の二に規定する日現在において再評価を行うことができる。

3 法人が昭和二十六年一月一日から同年九月三十日（第十條の二第二項に規定する政令で定める事業を営む法人については、昭和二十七年九月三十日）までの間において合併した場合において、被合併法人が第十三條の二第一項の規定又は第一項若しくは前項の規定による再評価を行つていないときは、合併法人は、当該被合併法人がこれらの規定により再評価を行つたことができた資産で当該合併法人が当該合併に因り取得したものについて、合併の日（合併の日を含む事業年度が昭和二十六年三月三十一日以前に終了する場合においては、その事業年度の翌事業年度開始の日）現在において再評価を行うことができる。

4 第六條第三項の規定は、第一項及び第二項の場合について準用する。第十五條中「資本の増加若しくは減少」を「資本の増加若しくは株式の発行、資本の減少、株式の分割若

しくは併合」に改め、「合併に因り」の下に「発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り」を加える。

第二章第十六條の次に次の一條を加える。
（死亡の場合の第二次再評価）

第十六條の二 個人が昭和二十六年一月一日以後同年九月三十日前に死亡した場合において、当該個人が第十三條の三の規定による再評価を行つていないときは、当該個人の相続人は、当該個人が同條の規定により再評価を行うことができた資産（家屋を除く）について、昭和二十六年一月一日現在において再評価を行うことができる。

2 前條第四項から第六項までの規定は、前項の場合について準用する。

第十七條第一項中「法人税法の規定により」を「法人の有する資産については法人税法の規定により、個人の有する資産については所得税法の規定により昭和二十五年において」に改める。

第二十一條の次に次の一條を加える。

（第二次再評価の場合の資産の再評価額）

第二十一條の二 第十三條の二第一項、第十三條の三、第十

四條の二又は第十六條の二第一項の規定により再評価を行つた場合における減価償却資産、その他の事業用資産並びに土地及び土地の上に存する権利の再評価額は、第十七條から前條まで及び第二十七條の規定にかかわらず、これらの規定により算出される再評価額の限度額から、法人の資産にあつては、当該資産について基準日（第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）以後第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価の再評価日までの間に減価償却又は帳簿価額の減額（固定資産の減価償却を除く。以下同じ。）をした場合におけるその期間に應ずる償却額又は帳簿価額の減少額で法人税法の規定による所得の計算上損金に算入された金額又は算入されるべき金額、個人の資産にあつては、当該資産について基準日（第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。）の規定による再評価を行つた資産については、その再評価の再評価日）以後第十三條の三又は第十六條の二第一項の規定による再評価の再評価日までの期間に應じて所得税法の規定による所得の計算上必要な経費に算入される償却額を控除した金額をこえることができない。

第二十三條第一号中「資本の増加」の下に「又は株式の発行」を加え、同号イ中「等しいとき」の下に「又は旧株若しくは新株が無額面株式であるとき」を加え、同号ロ中「異るとき」の下に「旧株又は新株が無額面株式であるときを除く。以下第四十三條において同じ。」を加え、同号イ及びロの算式中「 $\frac{\text{新株の株式金額} \times \text{旧株の株式金額}}{\text{新株の株式金額} + \text{旧株の株式金額}}$ 」に改め、同條第三号イ中「受け、当該株式について」を「受けた場合において、交付を受けた株式の価額（第九條第五項に規定する株式の価額をいう。以下この條において同じ。）のうち」に、「払込金額」を「価額」に改め、同号ロ中「当該合併法人の株式の払込金額」を「交付を受けた株式の価額」に改め、同号ハ中「払込金額」を「価額」に改め、同号ニ中「当該合併法人の株式の払込金額」を「交付を受けた株式の価額」に改め、同條第四号中「資本の減少」の下に「株式の分割若しくは併合」を、「解散に因り」の下に「発行法人の株式による利益の配当若しくは法人税法第十六條に規定する積立金額の資本への組入れに因り」を加える。

第二十四條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に、「再評価積立金の額の四分の三」

を「同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第二十六條中「前條第一項の規定に従い」を「前條第一項の規定に準じて」に改める。

第二十七條中「第八條第一項の規定」の下に「又は第十六條第三項の規定」を加え、「償却額」を「減価の価額」に改める。

第三十一條第二項中「固定資産の減価償却を除く。以下同じ。」を削り、同條に次の一項を加える。

4 第一項及び第二項の規定は、第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再評価を行う場合においては、基準日（第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価を行った資産については、その再評価の再評価日）後における帳簿価額の減額については適用しない。
第三章第三十五條の次に次の一條を加える。
（第二次再評価の場合の陳腐化資産等）

第三十五條の二 第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第一項の規定により再評価を行う場合において、前條第一項に規定する資産の価額が基準日後増加しているときは、当該資産については、第十三條

の二第一項、第十三條の三、第十四條の二又は第十六條の二第一項の規定による再評価の再評価日を基準日とみなし、第二十一條の二の規定により算出される再評価額の限度額を第十七條から第二十條第一項まで又は第二十一條第一項の規定により算出される再評価額の限度額とみなして、前條第一項の規定を適用する。

第三十六條中「又は第十四條第一項」を「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項又は第十四條の二」に改め、「第十六條第五項」の下に「第十六條の二第二項において準用する場合を含む。」を加える。

3 前項の場合において相続人が二人以上あるときは、各相続人が納付すべき再評価税は、当該再評価税額を各相続人が相続に因り受けた利益の価額にあん分して計算した額による。この場合において、各相続人は、他の相続人の納付すべき再評価税について、その受けた利益の価額を限度として、連帯納付の責に任ずる。

第四十條第二項中「当該各号に掲げる金額」の下に「第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定によ

り再び再評価を行った場合においては、当該金額のうち既にこの項の規定の適用を受け、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価の再評価日の直前における当該資産の帳簿価額に加算された金額を控除した金額」を加え、同條第三項第一号中「第百條第一項又は第二項」を「第百條第一項から第三項まで」に改め、同條に次の一項を加える。

4 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合において、既に前項第二号の規定により当該資産について第一項の規定により計算した金額から控除された金額があるときは、当該資産について企業再整備法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額から当該控除された金額を控除した金額を、同号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第四十二條第一項中「個人が」の下に「第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）又は第十六條の規定により」を加え、同條第二項中「第八條第一項（第十條第一項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。）」を「第八條第一項又は第十三條の

三」に、「前項各号」を「第一項各号」に、「所得税法第十條の七」を「所得税法第十條の六」に改め、「譲渡価額」の下に「譲渡のために経費を要したときは、その経費を控除した金額。以下同じ。」を加え、同項を同條第四項とし、同條第三項本文中「第八條第一項の規定により」を「第八條第一項又は第十三條の三の規定により」に、「前項本文に規定する減価の価額」と第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行った再評価の再評価額との合計額」を「第一項各号に掲げる金額と前項本文に規定する減価の価額及び第八條第一項又は第十三條の三の規定により行った再評価に係る再評価額により再評価を行った場合においては、これらの規定による再評価に係る再評価差額の合計額。以下同じ。」との合計額」に改め、同項但書中「第八條第一項並びに第十七條第一項及び第三項の規定により行った再評価の再評価額」を「第一項各号に掲げる金額と第八條第一項又は第十三條の三の規定により行った再評価に係る再評価差額との合計額」に改め、同項を同條第五項とし、同條第四項中「第二項但書」を「第四項但書」に改め、同項を同條第六項とし、同條第一項の次に次の二項を加える。

税の納付については、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額及び第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額につき各別に第一項の規定を適用する。

第五十二條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、同條第二項中「当該財産が株式であるときは、その払込金額」を「当該財産が株式であるときは、第九條第五項に規定する価額」に、「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に、「再評価積立金の額の四分の三」を「同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第五十三條第一項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同條第二項中「前項」を「前二項」に、「同項の規定」を「これらの規定」に、「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項中「第十六條」を「第十六條又は第十六條の二第一項」に、又は第五項」を「若しくは第五項又は第四十六條の二第一項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第四項中「第四十六條第六項の規定により」を「第四十六條第六項（第四十六條の二第二項）」に改める。

三項において準用する場合を含む。以下この條において同じ。の規定により」に、「前三項」を「前四項」に改め、同項を同條第五項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第十三條の三の規定により減価償却資産について再評価を行った個人は、当該資産についての再評価税額の五分の一に相当する金額の再評価税を、昭和二十七年から五年間、毎年二月一日から同月末日までの間において、国に納付しなければならない。

第五十五條第二項中「第五十三條第一項」を「第五十三條第一項若しくは第二項」に、「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に、「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改め、同條の次に次の一項を加える。

3 第六條第一項、第八條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った減価償却資産で第十三條の二第一項、第十三條の三又は第十四條の二の規定により再び再評価を行ったものについて第四十八條の規定による修正申告書の提出に因り増加した税額の再評価税の納付については、第六條第一項、第八條第一項、又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額及び第十三條の二第一項、第十三條の三又は第十四條の二の規定による再評価に

係る再評価税額につき各別に前項の規定を適用する。

第五十六條第三項中「前二項」を「前三項」に、「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、同項を同條第四項とし、以下同條第六項までを一項ずつ繰り下げ、同條第七項中「第一項から第五項まで」を「第一項、第二項及び第四項から第六項まで」に改め、同項を同條第八項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第六條第一項又は第十四條第一項の規定により減価償却資産について再評価を行った法人が第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により減価償却資産について再び再評価を行った場合においては、第六條第一項又は第十四條第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について前二項の規定を適用する。

第五十七條第四項中「再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日となる日」を「当該法人について再評価日があるときは、その最初の再評価日」に改め、「同項各号に掲げる金額を加算した額」の下に「。以下第四百四條において同じ。」を加える。

第五十八條第一項中「第五十三條第一項」の下に「又は第

二項」を加え、「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同條第二項中「第五十三條第一項」の下に「又は第二項」を加え、「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、同條第三項中「前二項」を「前三項」に、「昭和三十一年」を「昭和三十一年」に改め、同項を同條第四項とし、同條第四項中「第二十六條の四」を「第二十六條の三」に改め、同項を同條第五項とし、同條第五項中「一月一日から同月三十一日まで」を「二月一日から同月末日まで」に改め、「第五十三條第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同條第六項とし、同條第六項中「第五十六條第六項」を「第五十六條第七項」に改め、同項を同條第七項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 第八條第一項の規定により再評価を行った個人が第十三條の三の規定により再び再評価を行った場合においては、第八條第一項の規定による再評価に係る再評価税額と第十三條の三の規定による再評価に係る再評価税額との合計額について前二項の規定を適用する。

第五十九條第三項中「償却範囲額」を「償却額」に、「再評価を行わない資産については、行つた場合に再評価日

となる日)を(当該個人について再評価日が二以上あるときは、その最初の再評価日)に改める。

第六十條第一項及び第二項中「第五十三條第二項若しくは第三項」を「第五十三條第三項若しくは第四項」に改める。

第六十一條中「第九條の規定により昭和二十八年一月一日における再評価積立金の額の四分の三」を「第九條第一項の規定により同項に規定する再評価積立金の資本への組入れの限度額」に改める。

第六十二條第一項中「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に改め、同條第二項中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

第六十五條第一号中「第四十五條、第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に改める。

第六十七條中「同條第二号」の下に「又は第三号」を、「その再評価額」及び「前條の規定による決定に係る再評価額」の下に「再評価差額又は再評価税額」を加える。

第七十條中「第四十五條又は第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年十二月三十一日」に、「昭和二十五年十二月三十一日」を「昭和二十六年十二月三十一日」に改め

る。

第七十三條第二項中「第十四條第一項又は第十六條」を「第十三條の二第一項、第十三條の三、第十四條第一項、第十四條の二、第十六條又は第十六條の二第一項」に改める。

第七十七條第一号中「第五十三條第二項若しくは第三項」を「第五十三條第三項若しくは第四項」に改め、同項第二号中「第五十一條第一項若しくは第三項」を「第五十一條第一項若しくは第四項」に、「第五十三條第一項若しくは第二項」を「第五十三條第一項から第三項まで」に改める。

第七十九條第一項中「第五十一條第三項」を「第五十一條第四項」に、「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に、「第五十六條第五項」を「第五十六條第六項」に、「第五十八條第五項」を「第五十八條第六項」に改める。

第八十一條中「第五十六條第六項」を「第五十六條第七項」に、「第五十八條第六項」を「第五十八條第七項」に改める。

第八十五條第一項及び第三項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第八十六條中「第五十三條第二項」を「第五十三條第三項」に改める。

第八十八條第一項及び第二項中「第五十三條第二項から第

四項まで」を「第五十三條第三項から第五項まで」に改める。

第九十七條第一項中「第四十五條」の下に「又は第四十五條の二」を加え、同條第二項中「同法第四百五十八條第二項」を削る。

第九十八條第一項中「同法第四百五十八條第二項」を削る。

第九十九條に次の一項を加える。

2 商法第二百八十八條ノ二第三号(有限会社法第四十六條第一項において準用する場合を含む。以下同じ。)の規定は、法人の再評価差額については適用しない。

第百條第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項の次に次の一項を加える。

3 企業再建整備法の規定による仮勘定を設けている会社が第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行った資産について第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定により再び再評価を行った場合において、既に前項の規定により当該資産について仮勘定として貸借対照表の負債の部に計上した金額があるときは、当該金額を当該資産について同法に規定する特別損失の計算上同法第三條第一号に掲げる金額として計上した金額から控除した金額を同

資産再評価法の一部を改正する法律

号に掲げる金額として計上した金額とみなして、前項の規定を適用する。

第百一條第一項中「当該再評価に係る再評価差額」の下に「から当該再評価に係る再評価税額(利子税額、過少申告加算税額、過少納付加算税額、無申告加算税額、重加算税額及び国税徴収法の規定による延滞加算税額を除く。以下この條、第百七條、第百九條及び第百十二條において同じ。)を控除した金額の範囲内において、その再評価差額」を加え、同條第二項中「当該再評価に係る再評価差額」の下に「から当該再評価に係る再評価税額を控除した金額に相当する再評価差額」を加える。

第百二條中「(再評価日において清算中の法人を除く。)」を削る。

第百四條第一項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改め、「再評価日の直前」の下に「(再評価を二回行った資産については、その最初の再評価の再評価日の直前。以下この條において同じ。)」を、「贈与した時における当該資産の帳簿価額」の下に「(当該資産について再評価後減価償却をした場合において、その償却額のうち法人税法の規定による所得の計算上損金に算入されな

つた金額又は算入されるべきでなかつた金額があるときは、当該金額を加算した額を加え、同條第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第五條第一項及び第三項並びに第六條第一項及び第二項中「昭和二十九年十二月三十一日」を「昭和三十年十二月三十一日」に改める。

第七條第一項中「左の各号」の下に「(金融機関再整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金については、第一号及び第三号)を加え、同項第三号中「損失をてん補する場合」を「再評価積立金の額から当該法人の納付すべき再評価税額を控除した金額の範囲内において損失をてん補する場合」に改め、同項第四号を次のように改める。

- 四 解散した法人が残余財産を分配する場合
- 五 退社又は脱退に因り出資の持分の払戻をする場合

同條に次の一項を加える。

3 金融機関再整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関の再評価積立金の取りくずしに関しては、この法律に定めるものの外、別に法律で定める。

第百十二條第一項を次のように改める。

再評価積立金を貸借対照表の負債の部に計上している会社についての商法第二百九十七條の規定の適用については、第四十五條の規定による申告書(第十三條の二第一項又は第十四條の二の規定による再評価に係る再評価積立金については、第四十五條の二の規定による申告書)を提出した後においては、再評価積立金の額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額を同法第二百九十七條の資本及び準備金の総額に算入する。

同條第二項中「特別の法令」の下に「(銀行等の債券発行等に関する法律を除く。)」を加え、同條第五項中「資本の総額」を「資本及び準備金の総額」に改める。

第百十九條の見出し中「配当」を削り、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、法人が当該資本への組入れに因り

資産再評価法の一部を改正する法律

第百九條第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同條第三項とし、同條第一項を次のように改める。

法人は、第百二條の規定により再評価積立金として積み立てた金額からその納付すべき再評価税額を控除した金額の四分の三に相当する金額(当該法人がその納付すべき再評価税を完納したときは、昭和二十八年一月一日以後においては、その再評価積立金の全額)の範囲内において再評価積立金を資本に組み入れることができる。

2 前項の規定は、金融機関再整備法の規定による調整勘定を設けている金融機関については適用しない。

第百十條の次に次の一條を加える。

(資産の評価損及び評価益についての商法の特例)
第百十條の二 会社が再評価を行った資産について帳簿価額の減額をした場合において、第百四條第二項又は第百五條第三項の規定により再評価積立金を取りくずしたときは、その取りくずした金額に相当する金額の資産の評価損は、商法第二百八十八條ノ二第三号の規定の適用については、同号の評価損に算入しない。

2 会社が再評価を行った株式について帳簿価額の増額をした場合において、第百六條第二項の規定により再評価積立

株式を発行したときは、当該法人の株式を有する者が取得した当該発行に係る株式の価額は、その者のその取得の日を含む事業年度又は年の法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上益金又は総収入金額に算入しない。

第百二十一條第二項中「再評価額の百分の九十に相当する金額」を「再評価額(再評価を二回行った資産については、その最後の再評価に係る再評価額)の百分の九十に相当する金額(有形減価償却資産で、当該資産について再評価を行わないう場合において法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入される償却額の累計額が当該資産の取得価額又は製作価額の百分の九十に相当する金額以外の金額であるものについては、当該資産の再評価額に大蔵省令で定める割合を乗じて算出した金額)」に改める。

第百二十五條中「第四十五條又は第四十六條」を「第四十五條から第四十六條の二まで」に改める。

附則第十三項中「再評価税額」の下に「及び第百四條又は第百五條の規定により再評価積立金を取りくずした金額」を加える。

附則

この法律は、公布の日から施行する。但し、第九條、第

十五條、第二十三條、第四十三條、第五十二條第二項（第九條第五項の改正規定に限る。）、第九十七條第二項、第九十八條第一項、第九十九條第二項、第九十九條第一項、第一百十條の二及び第一百十二條の改正規定は、商法の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第六十七号）施行の日から施行し、第二章及び第三章に係る改正規定（第九條、第十五條及び第二十三條の改正規定を除く。）は、昭和二十六年一月一日から適用する。

2 改正前の資産再評価法第九十七條第二項、第九十八條第一項及び第一百十二條の規定は、株式会社合資会社については、これらの規定に係る改正規定施行後も、当分の間、なお、その効力を有する。

3 この法律施行前に解散した法人で資産再評価法第六條第一項又は第十四條第一項の規定により再評価を行ったものは、当該再評価に係る再評価差額から同法第六條第一項の規定により損失のてん補又は第二会社特別勘定の償却に充てた金額及びこの法律施行前に納付した再評価税額を控除した残額をこの法律施行の日において再評価積立金として積み立てなければならない。但し、この法律の施行前に残余財産の分配をした場合におけるその分配金額のうち当該残額

に対応する部分の金額については、この限りでない。

4 改正後の資産再評価法第四十六條の二の規定により相続人が昭和二十六年九月三十日まで申告書を提出しなければならぬ場合においては、当該相続人が所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）第二十九條第一項又は相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十七條第一項の規定により提出する申告書の提出期限は、これらの規定にかかわらず、同日までとする。

5 租税特別措置法（昭和二十一年法律第十五号）の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

法人が資産再評価法第九條の規定により再評価積立金を資本に組み入れた場合における資本増加の登記についての登録税の税率は、その資本への組入れに因り増加した資本の金額については、登録税法第六條第一項第四号の規定にかかわらず、千分の一・五とする。

6 連合国財産の返還等に関する政令（昭和二十六年政令第六号）の一部を次のように改正する。

第三十二條第六項中「第四十二條第四項」を「第四十二條第六項」に改める。

再評価積立金の資本組入に関する法律

（昭和二十六年四月十日）
（法律第四百四十三号）

（目的）

第一條 この法律は、株式会社について、資産再評価法（昭和二十五年法律第十号）第九條の規定による再評価積立金の資本への組入に必要事項を定めることを目的とする。

（資本組入についての総会の決議）

第二條 株式会社（以下「会社」という。）が再評価積立金（資産再評価法第一百二條に規定する再評価積立金をいう。以下同じ。）を資本に組み入れるには、商法（明治三十二年法律第四十八号）第三百四十三條に定める決議によらなければならない。

（資本組入の場合の新株の発行）

第三條 会社は、再評価積立金を資本に組み入れた場合において、前條の決議により、又は別に商法第三百四十三條に定める決議により、株主に対してその有する株式の数に応じて株式を発行することができる。この場合において

再評価積立金の資本組入に関する法律

は、新株の発行価額（第四條第一項の規定により新株の発行価額のうち株主に払い込まれる金額を定める場合においては、その金額を控除した金額）の総額は、その資本に組み入れた金額をこえてはならない。

2 前項の場合においては、左に掲げる事項は、同項の決議において定めなければならない。

一 新株の額面無額面の別、種類及び数

二 新株の発行価額

3 商法第二百八十條ノ二の規定は、第一項の規定により株式を発行する場合については適用しない。

4 会社は、第一項の場合において、会社が発行する株式の総数をこえて株式を発行することはできない。

5 第一項の規定により発行する新株を株主に割り当てる場合において、割当株数に一株未満の端数を生ずるときは、その端数は、第一項の決議において別段の定がない限り、切り捨てるものとする。

（新株の払込金額）

第四條 会社は、前條第一項の規定により株式を発行する場合においては、新株の発行価額の一部を株主に払い込ませることができる。この場合においては、その払い込ませる

金額（以下「払込金額」という。）及び払込期日は、同項の決議において定めなければならない。

2 前項の払込金額は、当該会社が額面株式を発行している場合においては、額面株式の券面額をこえることができる。

（新株の払込金額がない場合の株主となる時期等）

第五條 第三條第一項の規定による新株発行の決議があつた場合においては、前條第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合を除く外、株主は、当該決議の時から新株につき株主となるものとする。

2 商法第二百八條（質権の効力）及び第二百九條第四項（登録質権者の権利）の規定は、前項の規定により株主が受くべき株式又は株券について、同法第二百九十三條ノ二第六項（株式配当の通知等）の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、商法第二百九十三條ノ二第六項中「配当」とあるのは「再評価積立金の資本組入に関する法律第五條第一項の新株」と読み替えるものとする。

（新株の割当通知）

第六條 第四條第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合においては、会社は、株主に対し、その引受権を有す

て、更に株主を募集しなければならない。

2 会社は、第三條第五項の規定により切り捨てる端数の合計数に相当する株数の新株について、株主を募集することができる。

3 前二項の場合においては、新株の発行価額は、取締役会が定める。

（新株の引受権の譲渡）

第九條 第四條第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合においては、その新株の引受権は、他に譲渡することができる。

2 前項の新株の引受権の譲渡は、書面による会社の承諾がなければ、会社その他の第三者に対して対抗することができない。

（新株を引き受けない株主の金銭分配請求権）

第十條 第六條第三項において準用する商法第二百八條ノ五第四項の規定により新株の引受権を失つた株主は、会社に対して、その割当を受けた新株の数に応じて、第八條第一項の規定により募集した新株の発行価額から払込金額を控除した額の合計額に相当する金銭を分配すべきことを請求することができる。但し、前條の規定によりその新株の

再評価積立金の資本組入に関する法律

る株式の額面無額面の別、種類及び数、払込金額及び払込期日並びに一定の期日までに株式の申込をしないときはその引受権を失うべき旨を通知しなければならない。

2 前項の株式の申込をする場合における株式申込証には、商法第二百八條ノ六に掲げる事項の外、新株の払込金額を記載しなければならない。

3 商法第二百八條ノ五第二項から第四項まで（新株引受権の通知及び公告等）の規定は、第一項の場合について準用する。

（新株の払込）

第七條 前條第一項に規定する一定の期日までに株式の申込をした者は、払込期日までに、各株についてその払込金額の全額の払込をしなければならない。

2 商法第二百八條ノ九（株主となる時期等）の規定は、前項の規定により払込をなすべき新株の引受人について準用する。

（新株の公募）

第八條 会社は、第六條第一項に規定する一定の期日までに申込があつた新株の総数が株主に割り当てた新株の総数に満たない場合においては、その満たない株数の新株につ

引受権を他に譲渡した株主は、この限りでない。

（資本の金額及び資本準備金の積立についての特例）

第十一條 第四條第一項の規定により新株の払込金額を定めた場合においては、その新株については、その発行価額のうち当該払込金額に相当する金額を資本に組み入れるものとする。

2 前項の場合において、当該新株が第八條第一項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、商法第二百八條ノ二の規定にかかわらず、資本準備金として積み立てることを要しない。

3 第一項の場合において、当該新株が第八條第二項の規定による募集に係るものであるときは、当該新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、資本準備金として積み立てなければならない。

4 新株の払込金額を定めなかつた場合において、当該新株が第八條第二項の規定による募集に係るものであるときは、その新株については、その発行価額の全額を資本に組み入れないものとする。この場合においては、その資本に組み入れない金額は、資本準備金として積み立てなければ

ならない。

(所得計算の特例)

第十二條 前條第二項から第四項までに規定する新株の発行価額のうち資本に組み入れない金額は、法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)又は地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による各事業年度の所得の計算上益金に算入しない。

2 第十條の規定による金銭の分配の請求をした株主に当該金銭を分配した場合においては、その分配した金額は、法人税法又は地方税法の規定による各事業年度の所得の計算上損金に算入しない。

(罰則)

第十三條 会社の取締役は、左の各号の一に該当する場合において、三十万円以下の過料に処する。

- 一 第五條第二項において準用する商法第二百九十三條ノ二第六項の規定による通知若しくは公告をすることを怠り、第六條第一項の規定による通知若しくは同條第三項において準用する同法第二百八十條ノ五第二項の規定による公告をすることを怠り、又はこれらの通知若しくは公告をするに際し、不正の通知若しくは公告をしたと

き。

二 第十一條第三項又は第四項の規定に違反して資本準備金として積み立てなかつたとき。

附則

この法律は、商法の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第六十七号)施行の日(昭和二十六年七月一日)から施行する。

農産物検査法

(昭和二十六年四月十日 法律第四百四十四号)

(この法律の目的)

第一條 この法律は、農産物について国が検査を行うことによつて、農産物の公正且つ円滑な取引とその品質の改善とを助長し、あわせて農家経済の発展と農産物消費の合理化とに寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「農産物」とは、もみ、玄米、精米、大麦、はだか麦、小麦、精大麦、精はだか麦、精小麦、小麦粉、大豆、小豆、えんどう、いんげん、緑豆、とうもろこし、なたね、甘しよ、馬鈴しよ及び甘しよ生切干をい

り。

(検査)

第三條 もみ、玄米、大麦、はだか麦又は小麦(以下「米麦」という。)の生産者は、その生産した米麦又は精米を売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。

2 米麦(輸入に係るものを除く。)の所有者は、その所有する米麦(みずから生産したものを除く。)であつて検査を受けていないものを売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。

3 左に掲げる場合には、前二項の規定は、適用しない。

- 一 第八條の規定により定められた量目に満たないものを売り渡す場合
- 二 災害の場合において、食糧事務所長が指定した区域内にあるものをその指定した期間内に売り渡す場合
- 三 学術研究の用に供するものとして、省令の定めるところにより食糧事務所長の承認を受けて売り渡す場合
- 四 都道府県が経営し、又は経営を委託しているほ場であつて食糧事務所長が指定したものであるほ場であつて、省令で定めるものを売り渡す場合

農産物検査法

第四條

輸入される米麦の所有者(政府を除く。)は、その米麦を輸入後において売り渡す場合には、その売渡前に国の検査を受けなければならない。但し、その輸入量が十トンに満たない場合は、この限りでない。

第五條 農産物の所有者又は占有者は、その所有し、又は占有する農産物について国の検査を受けることができる。

(検査規格)

第六條 農林大臣は、農産物の種類及び銘柄ごとに、その量目、包装及び品位についての規格を定める。

2 農林大臣は、前項の規格を設定し、変更し、又は廃止しようとするときは、その施行期日を定め、その期日の三十日前までにこれを示公しなければならない。

(検査方法)

第七條 第三條第一項若しくは第二項、第四條又は第五條の規定による検査(以下単に「検査」という。)は、省令の定めるところにより、農産物の種類、銘柄、量目、包装及び品位につき、前條第一項の規定に基づいて、各個に、又は抽出して、行う。

(検査受付の條件)

第八條 検査は、輸入に係る農産物にあつては十トンに満た

ないもの、その他の農産物にあつてはその種類ごとに省令で定める包装及び量目の条件を欠くものについては行われない。但し、政府に売り渡し、又は引き渡すため検査を受ける場合は、この限りでない。

(検査を実施する者)

第九條 検査は、農産物検査官が行う。

2 農産物検査官は、食糧事務所の職員の中から食糧事務所長が任命する。

3 農産物検査官は、自己に利害関係がある農産物については、検査を行つてはならない。但し、食糧事務所長がやむをえないと認めて承認した場合は、この限りでない。

4 農産物検査官は、この法律の規定により権限を行つた場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があつたときは、これを呈示しなければならない。

(検査の請求)

第十條 検査は、検査を受けようとする者の請求により行ふ。

2 前項の請求は、省令で定める手続に従い、食糧事務所長に検査請求書を提出してするものとする。

(検査手数料)

第十一條 前條第一項の者は、輸入に係る農産物にあつては一トンにつき三百円を、その他の農産物にあつては一包装につき二十円を、こえない範囲内において政令で定める額の手数を納付しなければならない。但し政府に売り渡し、又は引き渡すため検査を受ける場合は、この限りでない。

(受検のための準備)

第十二條 検査を受けようとする農産物(輸入に係るものを除く)には、省令の定めるところにより、あらかじめ、票せん、標識その他の表示を附さなければならない。

(検査の期日)

第十三條 検査は、検査請求書の提出があつた日から十日以内において食糧事務所長が指定する日に実施する。

2 災害その他やむをえない事由により前項の期日に検査を行つことができないときは、食糧事務所長は、その事由の消滅した日から十日以内において更に検査の期日を指定する。

(検査の実施)

第十四條 検査は、あらかじめ食糧事務所長が定めて公示した場所のうち、その指定する場所において行ふ。

2 第十條第一項の請求をした者(以下「受検者」といふ。)

は、みずから検査の実施に立ち会い、又はその代理人をしてこれに立ち会わせなければならない。

(検査の中止)

第十五條 正当な事由がないのに、受検者又はその代理人が検査の実施に立ち会わないときは、農産物検査官は、その検査を中止することができる。

2 前項の規定により検査が中止されたときは、その検査の請求は、効力を失ふ。

3 第十一條の規定により納付した手数料は、第一項の規定により検査が中止された場合においても、返還しない。

(検査証明)

第十六條 農産物検査官は、品位の格付を行つたときは、省令の定めるところにより、その農産物の包装若しくは票せんに検査年月日、検査の結果その他必要な事項を表示し、又は受検者に検査証明書を交付しなければならない。

2 何人も、農産物の包装又は票せんに、前項の表示にまぎらわしい表示を附してはならない。

3 第一項の規定による表示の附してある包装は、その表示を消した後でなければ、再び農産物の包装として使用してはならない。

(検査の失効)

第十七條 検査を受けた米麦は、左の各号の一に該当する場合には、その該当するに至つた時以後、検査を受けていないものとみなす。但し、第十九條第三項の規定による訂正のため第二号又は第三号に該当する場合は、この限りでない。

一 前條第一項の規定により表示された検査年月日後、米麦の種類及び検査の時期ごとに省令で定める一定期間を経過した場合

二 前條第一項の規定による表示が失われ、消され、除かれ、改められ、又は不明となつた場合

三 前條第一項の規定により交付された検査証明書が失われ、又はその記載が改められ、若しくは不明となつた場合

(不正受検に対する処置)

第十八條 食糧事務所長は、不正な手段により検査を受けた事実が明らかとなつたときは、農産物検査官に、その農産物につき、第十六條第一項の規定による表示を消させ、若しくは除かせ、又は検査証明書の返還を求めさせることができる。

(異議の申立)

第十九條 検査の結果に異議のある者は、その検査の完了の日から十日以内に、省令で定める手続に従い、食糧事務所長に文書をもつて異議の申立をすることが出来る。但し、その検査につき直接の利害関係のない者は、この限りでない。

2 食糧事務所長は、前項の申立を受けた日から十日以内にその決定をしなければならぬ。

3 前項の決定の結果、その農産物についての第十六條第一項の規定による表示又は検査証明書の記載を変更すべき場合には、農産物検査官は、その決定に従い、その表示又は記載を訂正しなければならない。

(費用の負担)

第二十條 検査を行うために必要な農産物の積替、運搬、開装又は改装に要する費用は、受検者の負担とする。

(條例による受検命令)

第二十一條 都道府県は、條例で、米麦以外の農産物であつて当該都道府県で生産されたものについて、その所有者又は占有者に対し、第五條の規定により国の検査を受けるべきことを命ずることが出来る。

(罰則)

する。

2 食糧管理法(昭和十七年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第八條を次のように改める。

第八條 削除

第三十五條を次のように改める。

第三十五條 削除

第三十七條中「第三十四條ノ二又ハ第三十五條」を「又ハ第三十四條ノ二」に改める。

3 改正前の食糧管理法第八條又はこれに基く命令の規定によつてした検査の請求及び検査並びにその結果附された表示又は交付された証明書は、この法律又はこれに基く命令中の相当規定によつてしたものとなす。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

納税貯蓄組合法

(昭和二十六年四月十日) 法律第四百四十五号

(目的)

第一條 この法律は、納税資金の貯蓄を目的として組織され

納税貯蓄組合法

第二十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項若しくは第二項又は第四項の規定に違反した者

二 第十六條第二項又は第三項の規定に違反した者

三 不正な手段により検査を受け、又は検査を受けようとした者

四 第十八條の規定による処分を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十三條

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

1 この法律は、公布の日から起算して四十日を経過した日から施行する。但し、第六條の規定は、公布の日から施行

る組合について必要な規制を設けるとともに助成の措置を講ずることにより、その健全な発達を図り、もつて租税の容易且つ確実な納付に資せしめることを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「納税貯蓄組合」とは、個人又は法人が一定の地域又は勤務先を単位として任意に組織した組合で、組合員の納税資金の貯蓄のあつ、旋その他当該貯蓄に関する事務を行うことを目的とし、且つ、政令で定める手続によりその規約を税務署長及び地方公共団体の長に届け出たものをいう。

2 この法律において「納税貯蓄組合預金」とは、納税貯蓄組合の組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じてする預金又は貯金で、銀行(日本銀行を除く)、無尽会社、信用協同組合、農業協同組合、漁業協同組合又は水産加工業協同組合(以下「指定金融機関」という。)に対して預入したものをいう。

3 この法律において「租税」とは、国税及び地方税(地方税にあわせ又は加算して納付し、又は徴収される地方公共団体の徴収金を含む。)をいう。
(組合の加入脱退の自由及び監督の排除)

第三條 納税貯蓄組合は、組合への加入及び組合からの脱退を制限し、若しくは強制し、又は組合員に対してその事業活動その他の事項に関する報告の提出を強要し、その他これらの事項について監督を加えてはならない。

(納税資金の貯蓄方法)

第四條 納税貯蓄組合は、組合員が納税資金の貯蓄のため組合を通じて預金又は貯金をする場合に、組合員別の口座により、納税貯蓄組合預金又は郵便貯金をもつてしなければならない。

(納税貯蓄組合預金の受入)

第五條 指定金融機関は、他の法令又は定款の規定にかかわらず、納税貯蓄組合預金を受け入れることができる。

(租税納付の委託)

第六條 納税貯蓄組合の組合員は、納税貯蓄組合預金をもつて租税の納付に充てようとするときは、納付書、納税告知書その他租税の納付に必要な書類を当該預金の預入先の指定金融機関に提出し、その納付を委託することができる。

2 指定金融機関は前項の規定による納付の委託を受けた場合においては、正当な事由がある場合を除く外、その委託を拒んではならない。

(課税関与の禁止)

第七條 納税貯蓄組合又はその組合員は、その地位を利用して、その組合員又は自己以外の組合員がなすべき課税標準の申告又は当該組合員に対してなされるべき租税の賦課に関与してはならない。

(所得税の非課税)

第八條 納税貯蓄組合預金の利子については、所得税を課さない。但し、第六條第一項の規定により指定金融機関に委託して租税の納付に充てる場合以外の場合において引き出された部分の金額に対する利子については、この限りでない。

2 納税貯蓄組合預金の利子のうち前項但書の規定により所得税を課する部分の金額の計算の方法については、政令で定める。

(印紙税の非課税)

第九條 納税貯蓄組合の義務及び納税貯蓄組合預金に関する書類については、印紙税を課さない。

(補助金の交付)

第十條 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の事務に必要な使用人の給料、帳簿書類の購入費、事務所

ために認められたものと解してはならない。

(名称使用の制限)

第十二條 納税貯蓄組合でない者は、納税貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いてはならない。

2 前項の規定は、納税貯蓄組合でない者が他の法律の規定により認められた名称を用いることを妨げるものと解してはならない。

(解散の届出)

第十三條 納税貯蓄組合が解散したときは、組合の代表者であつた者その他これに準ずる者は、遅滞なく、規約の届出をした税務署長及び地方公共団体の長にその旨を届け出なければならぬ。

(過料)

第十四條 左の各号の一に該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一 第三條、第四條、第七條又は第十二條第一項の規定に違反した者

二 不正の方法により第十條第一項の規定による補助金の交付を受け、又は受けようとした者

三 第十一條第一項の規定による質問に答弁せず、若しく

の使用料その他欠くことができない事務費を補うため、予算の範囲内において、補助金を交付することができる。但し、国及び地方公共団体が交付する補助金の合計額は、組合が使用した当該費用の金額をこえてはならない。

2 国又は地方公共団体は、納税貯蓄組合に対し、組合の役員又は組合員の報酬の支払に充てるため、補助金を交付してはならない。

3 第一項の規定による補助金の交付の手続については、政令で定める。

(質問検査)

第十一條 納税貯蓄組合の規約の届出を受けた税務署長及び地方公共団体の長は、この法律の適正な実施を確保するため必要があるときは、当該組合又はその組合員に対して、質問し、若しくは前條第一項の規定による補助金の交付に關して当該組合の帳簿書類を検査し、又は所属の職員をしてこれらの質問又は検査をさせることができる。

2 当該職員は、前項の規定により質問又は検査をするときは、その身分を示す証票を携帯し、利害関係人の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

3 第一項の規定による質問又は検査の権限は、犯罪捜査の

は虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 この法律施行の際納税貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いている組合は、この法律施行後一月間に限り、第十二條第一項の規定にかかわらず、第二條第一項に規定する届出をしないで、納税貯蓄組合又はこれに類似する名称を用いることができる。

熱管理法

(昭和二十六年四月十日) 法律第四百四十六号

(目的)

第一條 この法律は、工場又は事業場における燃料及びこれを熱源とする熱の有効利用を図り、燃料資源の保全及び合理化に寄与することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「燃料」とは、燃焼、ガス化又は乾りゆりの用に供する石炭、亜炭及びコークス(半成コークスを含む。)並びに加熱の用に供するガス及び重油をい

(熱管理の実施及び指導)

- 第三條 燃料を使用する工場又は事業場(以下「工場等」という。)の事業主は、燃料及びこれを熱源とする熱の有効利用(以下「熱管理」という。)に関し、左の各号に掲げる事項の実施について最大限の努力を尽さなければならない。
 - 一 風化、自然発火、漏失等による燃料の損失の防止
 - 二 燃料の燃焼、ガス化及び乾りゆりの合理化
 - 三 加熱及び伝熱の合理化
 - 四 ふく射、伝導、漏失等による熱の損失の防止
 - 五 廢熱の回収
- 2 通商産業大臣は、予算の範囲内において、工場等に対し、熱管理の実施上必要な指導を行つるものとする。

(目標原単位)

第四條 通商産業大臣は、工場等における熱管理の実施上の目標を明らかにするため必要があるときは、鉱工業品単位当りの目標となるべき燃料又は熱の使用量を公表する。

(熱管理指定工場)

第五條 工場等の事業主は、その工場等の事業が政令で定め

指定する事由がなくなつたと認められる指定工場にいつて、また同様とする。

(熱管理者)

第六條 指定工場の事業主は、第十二條の規定による熱管理士免状を有する者(以下「熱管理士」という。)の中から、政令で定める基準に従い、政令で定める員数の熱管理者を選任しなければならない。

2 指定工場の事業主は、前條第二項の規定による指定があつたときは、その指定の日から六箇月以内に、前項の規定による熱管理者の選任をしなければならない。

3 前項の規定は、第一項の熱管理者が欠けた場合又は同項の政令で定める基準に従い熱管理者を増員しなければならない場合になつた場合に準用する。

4 第一項の熱管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができない場合において、その期間が引き続き六箇月をこえたときは、その六箇月の期間が経過した日においてその熱管理者が欠けたものとみなす。

5 指定工場の事業主は、当該指定工場における第三條第一項各号に掲げる事項を実施するについては、熱管理者の意見を尊重しなければならない。

る業種に属し、且つ、その工場等の前年中における燃料の使用量が政令で定める基準に該当するときは、左の各号に掲げる事項について、省令の定めるところにより、毎年一月三十一日までに通商産業大臣に届け出なければならない。但し、第二項の指定工場については、この限りでない。

一 前年中における燃料の使用量

二 その年中における燃料の使用見込量

三 燃料の使用設備の状況

2 通商産業大臣は、前項の規定による届出に基いて、同項の届出に係る工場等を熱管理指定工場(以下「指定工場」という。)に指定することができる。

3 指定工場の事業主は、当該指定工場が第一項の政令で定められた業種に属する事業を行わなくなつたとき、又は当該指定工場の燃料の使用量が同項の政令で定められた基準に該当する見込がなくなつたときは、省令の定めるところにより、その理由を附して、通商産業大臣に指定工場の指定の取消を申請することができる。

4 通商産業大臣は、前項の指定の取消の申請が理由があると認めるときは、遅滞なく、指定工場の指定を取り消すものとする。指定の取消の申請がない場合でも、指定工場に

(熱管理者の職務の代行)

第七條 指定工場の事業主は、熱管理者が、欠けたとき、又は旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行うことができないときは、省令の定めるところにより、他の者にその職務を代行させなければならない。

(届出)

第八條 指定工場の事業主は、熱管理者を選任したときは、遅滞なく、その氏名及び担任させる業務の範囲を通商産業大臣に届け出なければならない。

2 指定工場の事業主は、熱管理者が欠けたとき、又は熱管理者の担任する業務の範囲に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

(帳簿)

第九條 指定工場の事業主は、当該指定工場に帳簿を備え、省令の定めるところにより、左の各号に掲げる事項に関する記録しなければならない。

- 一 当該指定工場で使用する燃料の数量、種類及び品位
 - 二 当該指定工場の熱管理に関する設備
 - 三 当該指定工場における燃料及び熱の利用の状況
- (報告及び実地調査)

- 一 通商産業大臣が行う熱管理士試験に合格した者
- 二 三年以上熱管理の実務に従事し、且つ、省令の定めるところにより通商産業大臣が行う熱管理に関する研修を経た者であつて、前号に掲げる者と同等以上の学識及び技能を有していると通商産業大臣が認める者

(熱管理士試験)

第十三條 熱管理士試験は、熱管理に關し必要な学識及び技能について行ふ。

- 2 熱管理士試験は、毎年少くとも一回、通商産業大臣が行ふ。
- 3 熱管理士試験は、一年以上熱管理の実務に従事した者でなければ受けることができない。
- 4 熱管理士試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、五百円以内の手数料を納めなければならない。
- 5 前項の規定により納付した手数料は、熱管理士試験を受けなかつた場合においても、返還しない。
- 6 熱管理士試験の科目、受験手続その他熱管理士試験に關し必要な事項は、省令で定める。

(熱管理士試験委員)

第十四條 熱管理士試験に關する事務をつかさどらせるた

第十條 通商産業大臣は、熱管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、省令の定めるところにより、指定工場の事業主に前條各号に掲げる事項に關して報告をさせることができる。

2 通商産業大臣は、指定工場の事業主が前項の報告をなさず、又はその報告が虚偽であると認めるときは、その職員に、当該指定工場に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を調査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者にこれを呈示しなければならない。

4 第二項の規定による調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(勸奨)

第十一條 通商産業大臣は、熱管理の実施の適正を確保するため必要があると認めるときは、指定工場の事業主に対し、第三條第一項各号に掲げる事項の実施について必要な勸奨をすることができる。

(熱管理士免状)

第十二條 通商産業大臣は、左の各号の一に該当する者に対し、熱管理士免状を交付する。

- め、通商産業省に熱管理士試験委員を置く。
- 2 熱管理士試験委員は、通商産業大臣が、その職員又は学識経験のある者の中から、命じ、又は委嘱する。
- 3 前二項に規定するものの外、熱管理士試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県知事の指導)

第十五條 都道府県知事は、その管轄区域内にある指定工場以外の工場等に対し、熱管理の実施上必要な指導を行うことができる。

(罰則)

第十六條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

- 一 第五條第一項又は第八條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 二 第六條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)又は第七條の規定に違反した者
- 三 第九條の規定による帳簿を備えず、記録をせず、又は虚偽の記録をした者
- 四 第十條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

五 第十條第二項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第十七條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対しても、同條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に関し相当の注意及び監督が尽されたことの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

附 則

(施行期日)

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない期間内において、政令で定める。

(熱管理規則等の廃止)

2 左に掲げる省令は、廃止する。

熱管理規則（昭和二十三年商工省令第一号）

熱管理技能試験規程（昭和二十三年商工省令第二号）

熱管理士選考規程（昭和二十三年商工省令第三号）

(経過規定)

3 この法律施行の際、現に熱管理規則による甲種指定工場であるものは、この法律施行の日において、第五條第二項の指定工場に指定されたものとみなす。

4 この法律施行前に熱管理規則に基づいて交付された甲種免状及び乙種免状は、第十二條の規定により交付された熱管理士免状とみなす。但し、乙種免状は、この法律施行の日から二箇年を限り効力を有するものとする。

5 この法律施行前に熱管理技能試験規程に基づいて行われた甲種試験は、第十三條の規定により行われた熱管理士試験とみなす。

6 この法律施行前にした熱管理規則に違反する行為に対する臨時物資需給調整法（昭和二十一年法律第三十二号）の罰則の適用については、なお従前の例による。



